

第 5 次大津市地域福祉計画
第 7 次大津市社会福祉協議会
地域福祉活動計画

【素案】

令和 8 年 7 月
大 津 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉に関する国や社会の動向	5
3 計画の期間と策定体制	8
第2章 大津市の地域福祉を取り巻く現状	10
1 統計からみる市の現状	10
2 前計画の評価	14
3 大津市の地域福祉の課題	31
第3章 計画の基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 施策体系	39
第4章 施策の展開.....	40
基本目標 1 分野を越えたネットワークの力で市民ニーズを受け止め支援する体制づくり	40
基本目標 2 多様な参加と新たなつながりで持続可能な地域社会のしくみづくり	51
基本目標 3 地域住民同士が助けあい支えあえる関係づくり	58
第5章 計画の推進体制	63
1 進行管理	63
2 推進体制	64
資料編.....	68
1 大津市の現状に関する補足データ	68
2 計画の策定経過	68
3 用語解説	68

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 近年の地域福祉を取り巻く状況

近年、高齢者、障害者、こどもなどの対象ごとの対応では難しい、多様化・複雑化した福祉ニーズがみられるようになり、経済的な困窮の問題、老老介護・認認介護や 8050 問題、ひきこもり、ヤングケアラーなどの様々な状況が絡み合った課題が顕在化するようになりました。このような制度の狭間と言われる課題に対応するための取組を進めるため、国においては「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により「社会福祉法」が改正され、平成 30 年 4 月に施行されました。その後も令和 5 年 5 月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和 6 年 4 月 1 日に施行されるなど、福祉関連の法整備が順次、進められています。

(2) 大津市における計画策定の状況

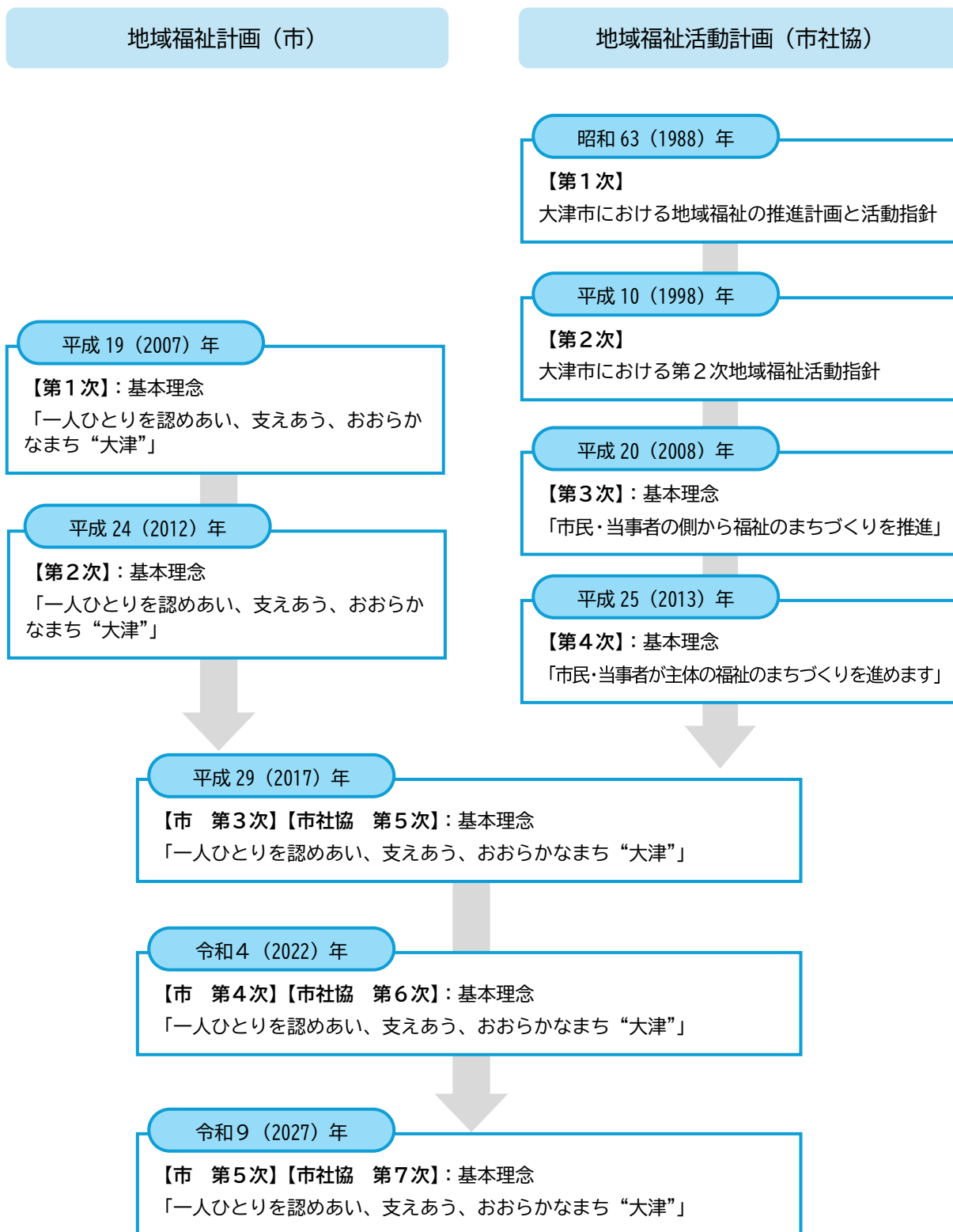
市では、平成 19 年 3 月に「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」を基本理念とする「第 1 次大津市地域福祉計画」を策定し、第 2 次計画でも基本理念を継承し、地域福祉の推進を図ってきました。

市社協では、昭和 63 年の「大津市における地域福祉の推進計画と活動方針」（大津市社会福祉協議会第 1 次地域福祉活動計画）策定以降、平成 25 年 4 月には「第 4 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

平成 29 年 3 月には、市と市社協の計画を一体的に策定し、理念や方向性を共有しながら、課題に対する役割の整理を行いました。令和 4 年 3 月に「第 4 次大津市地域福祉計画・第 6 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、市・市社協が連携して取り組みを推進しています。

これまで本市で進めてきた包括的な相談支援体制づくりや支えあえる地域づくりをより一層強化するとともに、重層的支援体制の整備を進め、孤独・孤立対策など新たな課題に対応していくため、「第 5 次大津市地域福祉計画・第 7 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定します。

■ 地域福祉の計画づくりの経過等



(3) 計画の位置づけ

法的な位置づけ

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

(社会福祉法第 107 条)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努める

- 「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取組が盛り込まれた民間の行動計画です。

(社会福祉法第 109 条)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

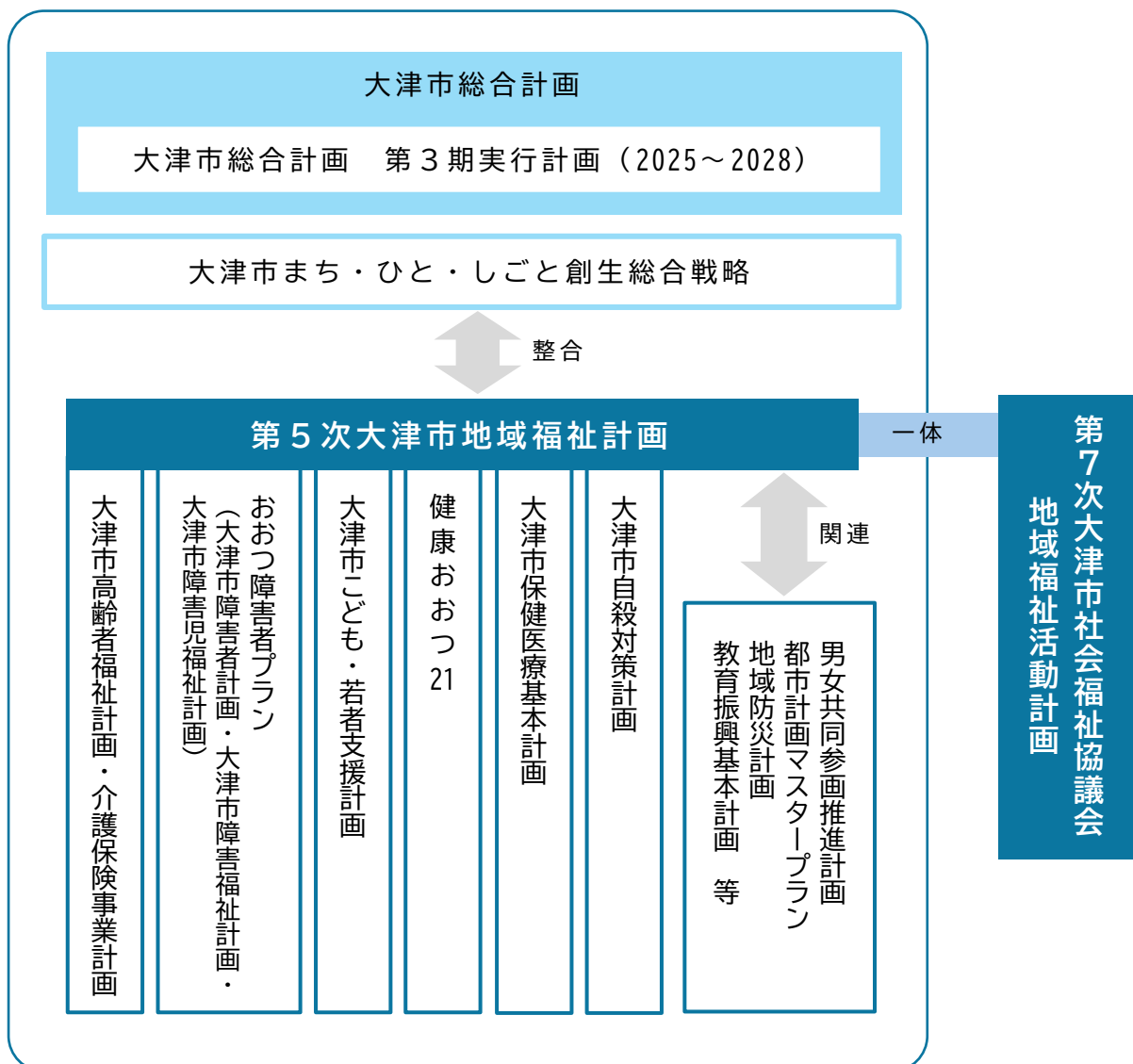
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- また、以下の法律を根拠に 3 つの計画を一体的に策定しています。

- ◇成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」
- ◇再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条の規定に基づく「再犯防止推進計画」
- ◇社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」

市の関連計画との関係性

- 本計画は「大津市総合計画」及び「大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、「大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「おおつ障害者プラン」「大津市子ども・若者支援計画」等、その他の分野の個別計画を「地域」や「生活」といった視点で横断的に取りまとめ、総合化することで、市の地域福祉に必要な考え方や方向性、取り組み方法を集約し、地域の福祉力を高めていくものです。
- 各計画の対象とならない部分については、市民や関係団体、事業者、NPO、行政、社会福祉協議会等が協働し地域福祉の取組を充実させていくことが重要と考えています。



2 地域福祉に関する国や社会の動向

■第4次・第6次計画期間中の国の主な動き

	法律・計画・会議等
令和3年	「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定
令和4年	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
令和5年	「こども基本法」施行 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定
令和6年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「孤独・孤立対策推進法」施行
令和7年	「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ公表
令和8年	「社会福祉法等の一部を改正する法律」公布(令和9年施行)

(1) 地域共生社会の実現

わが国では、2040 年に向けて、団塊ジュニア世代が高齢者となり高齢者人口がピークを迎える一方、生産年齢人口の急減により福祉や地域の担い手が深刻に不足する「2040 年問題」に直面しています。

国は、少子高齢化や人口減少が進む中、新たな経済社会システムを創るため、平成 28 年 6 月にニッポン一億総活躍プランを打ち出しました。その中で、地域のあらゆる住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成などを推進し、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示されました。

令和 3 年 4 月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、「区市町村における包括的な支援体制構築のための支援」を位置づけ、地域の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」の枠組みを創設しました。

令和 8 年 6 月の社会福祉法等の改正では、身寄りのない高齢者への支援の制度化、福祉人材の確保・定着に向けた協議会の設置等が示されています。

(2) 重層的支援体制の構築

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない相談支援体制を整備するとともに、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う任意事業です。各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要となります。

重層的支援体制の整備が全国的に進められている一方で、重層的支援体制整備事業の実施が「目的」となってしまうことが、全国的に課題となっています。質の向上に向けた運営・評価体制の確立や地域の実情に応じた支援体制の構築が必要となっています。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	●社会とのつながりをつくるための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	●支援が届いていない人に支援を届ける ●会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者をみつける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	●市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援関係機関の役割分担を図る

(3) 孤独・孤立対策の推進

家族や地域間でのつながりの希薄化、ライフスタイルやコミュニケーションの変化等により、孤独を感じたり、どことも・誰ともつながりを持たず孤立したりする人が増加しています。このような中、孤独や孤立を「社会全体の課題」として捉え、総合的な対策を進めるため、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

また、法律制定に先立ち、「孤独・孤立対策の重点計画」を令和3年度から策定しています。計画の中では、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法による対応が求められること、孤独・孤立を生まない社会をつくる観点等が挙げられています。

（４）こどもまんなか社会の実現

令和５年４月に「こども家庭庁」が創設され、同時に「こども基本法」が施行されました。また、同法に基づいて、令和５年１２月に子ども施策の基本的な方針を定めた「こども基本法」が閣議決定され、すべての子ども・若者が自立した個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたって身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。

（５）生活困窮者への支援強化

生活困窮者対策のさらなる強化として、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業の努力義務化や生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携が進められています。

（６）身寄りのない高齢者等への支援

高齢単身世帯の増加や家族機能の弱まりにより、頼れる身寄りがない高齢者が日常的な手続きへの支援等が受けられないことが課題となっています。金銭管理や入退院の手続き、死後事務支援などを提供する新たな事業を位置づけ、公的支援が介入しやすい環境を整備する方向性となっています。

（７）成年後見制度の見直し

成年後見制度とは、認知症や障害などの理由で、判断能力が不十分なため契約などの法律行為を行えない人を法的に保護し、支援を行う制度です。

全国的に高齢化が進む中で、制度が十分に活用されていないこと、また、制度設計上、形式的な本人の財産や身上面の保護が優先され、本人の意思が後回しになってしまうことが課題となっています。

令和６年４月以降、法制審議会民法部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われており、令和８年１月には「改正要綱案」が示され、現行の３類型を「補助」に統一し、本人の意思を尊重して柔軟に支援する制度への転換が示されています。

（８）再犯防止の推進

全国的に、刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、再犯者率（検挙人員に占める再犯者数の割合）は増加している状況です。このような現状を踏まえ、平成２８年１２月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行されました。令和５年３月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」に基づき取組が進められています。

3 計画の期間と策定体制

(1) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 9 年度を初年度として、令和 13 年度までの 5 年間とします。
 なお、社会情勢や制度改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
大津市総合計画（基本構想）			次期計画			
大津市総合計画第 3 次実行計画			次期計画			
第 4 次・ 第 6 次	第 5 次大津市地域福祉計画 第 7 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画					次期計画
第 9 期	第 10 期大津市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画			次期計画		
大津市障害者計画			お お つ 障 害 者 プ ラ ン	次期計画		
第 7 期・ 第 3 期	大津市障害福祉計画（第 8 期）・ 大津市障害児福祉計画（第 4 期）			次期計画		
大津市子ども・若者支援計画				次期計画		
健康おおつ 21（第 3 次計画）						
第一期	第二期大津市自殺対策計画					

(2) 策定体制

合同会議での協議・検討

第5次地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画策定プロジェクトチームと市庁内ワーキング、市社協職員ワーキングの合同会議（以下「合同会議」という。）を開催し、具体的な課題や施策・取組について幅広く協議検討を行います。

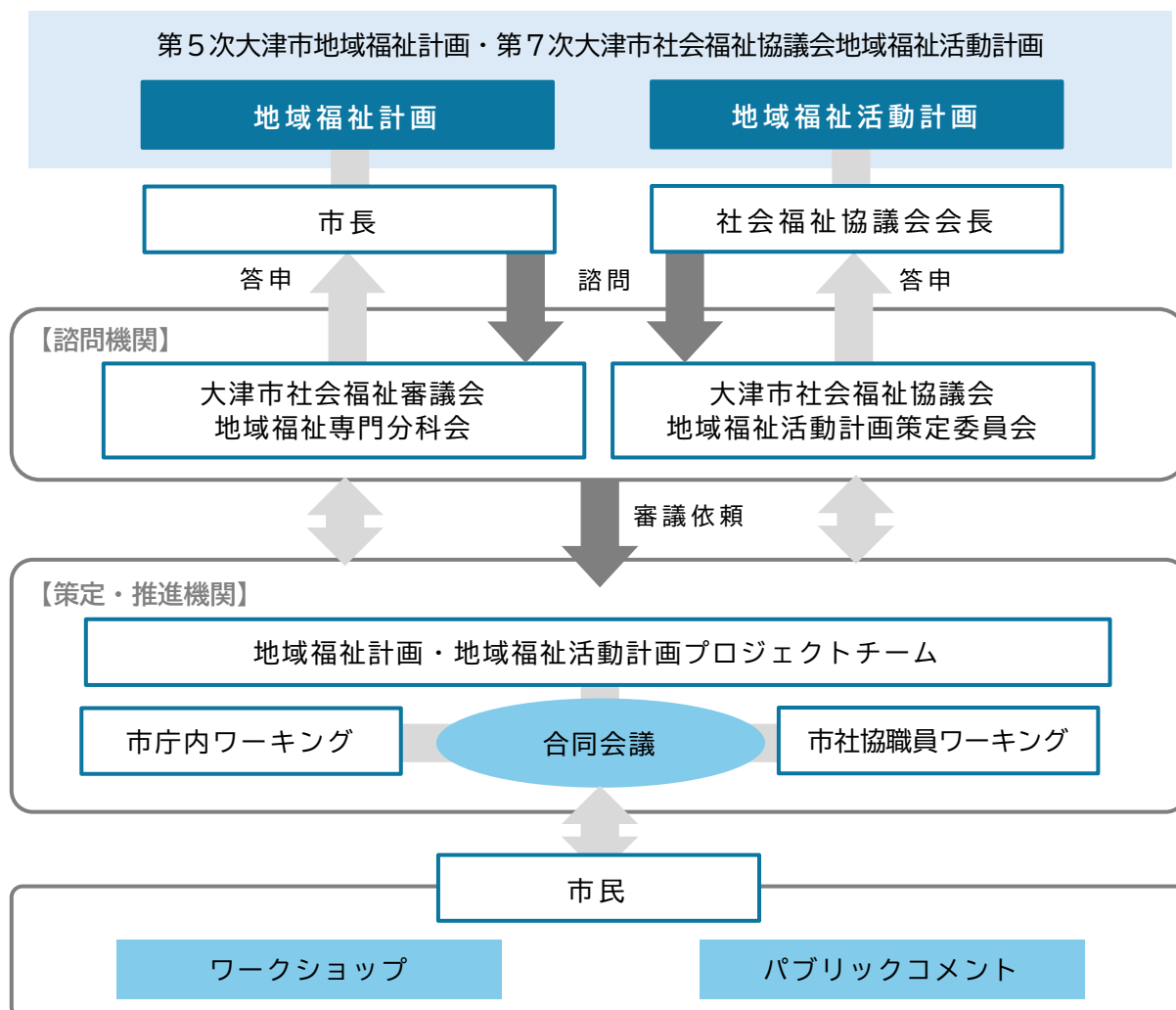
○地域福祉計画・地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム
…地域福祉活動に関わる団体等が参加

○市庁内ワーキング・市社協職員ワーキング
…市・市社協の地域福祉に関する市の部局の職員、市社協の職員が参加

審議会・策定委員会での審議

市は「大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」、市社協は「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を諮問機関とし、計画策定にかかる審議を行いました。

■策定体制図



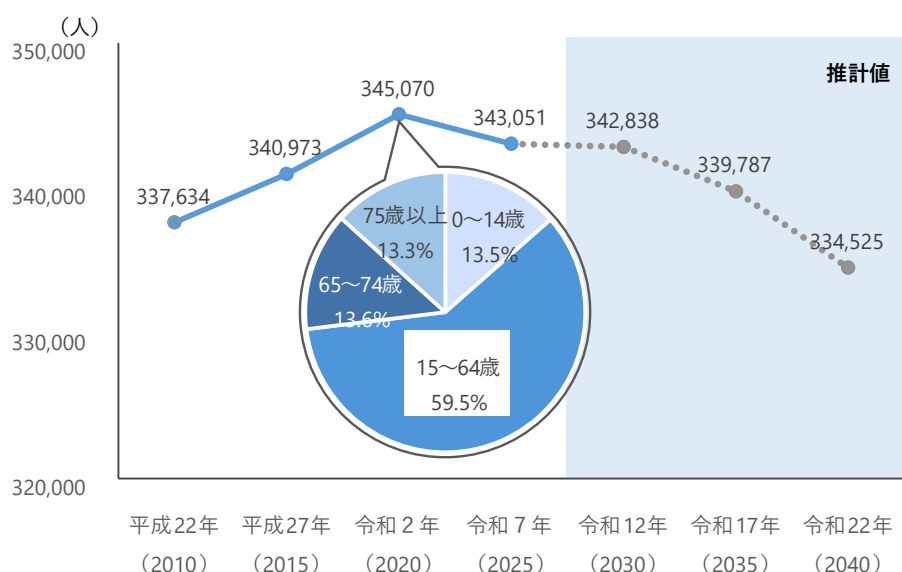
第2章 大津市の地域福祉を取り巻く現状

1 統計からみる市の現状

(1) 人口の状況

2040 年に向けて、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が予測される

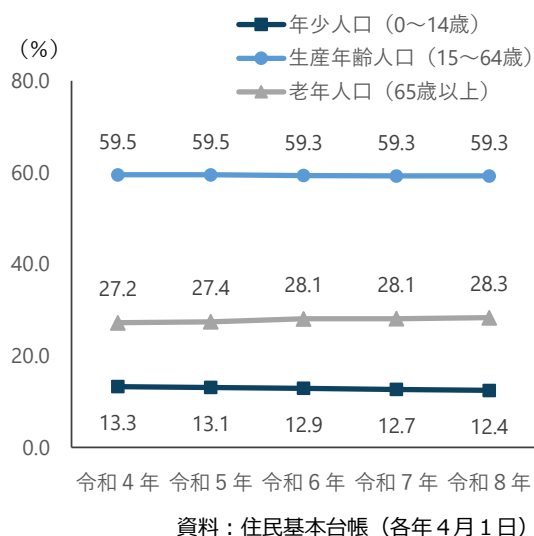
■人口推移及び推計



総人口は令和 2 年をピークに減少傾向となっています。全国的に高齢者人口がピークを迎える 2040 年に向けて、大津市においても人口構造の変化が予測されます。

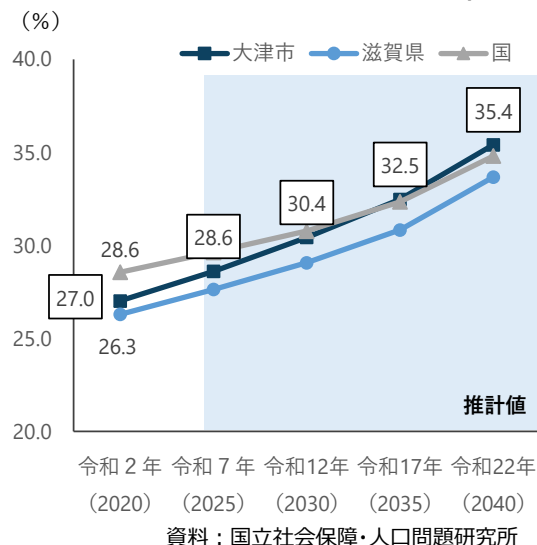
資料：【実績値】国勢調査（令和 7 年年齢別は 9 月頃予定です）
【推計値】大津市総合計画第 3 期実行計画 2025-2028

■年齢 3 区分人口割合の推移



生産年齢人口割合は横ばい、年少人口割合は下降傾向、老年人口割合は上昇傾向となっています。

■高齢化率の推移と推計（国・県比較）

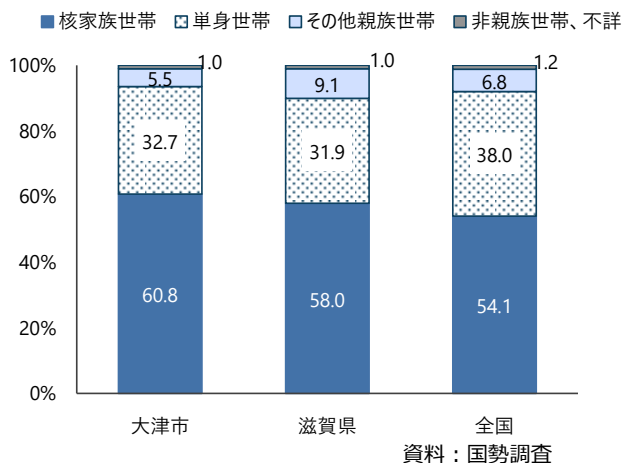


高齢化率は、令和 2 年時点では滋賀県と同程度で国よりも低くなっていますが、2035 年には国・県を超える見込みとなっています。

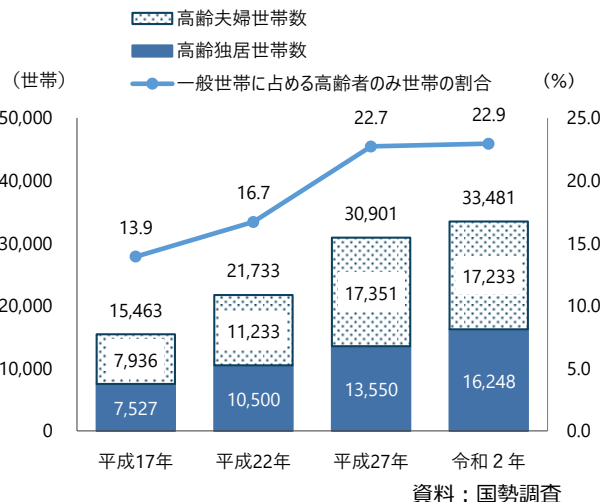
(2) 世帯の状況

核家族世帯が多く、高齢者のみの世帯も増加傾向

■ 家族類型別構成比（国・県比較）



■ 高齢者のみの世帯の推移



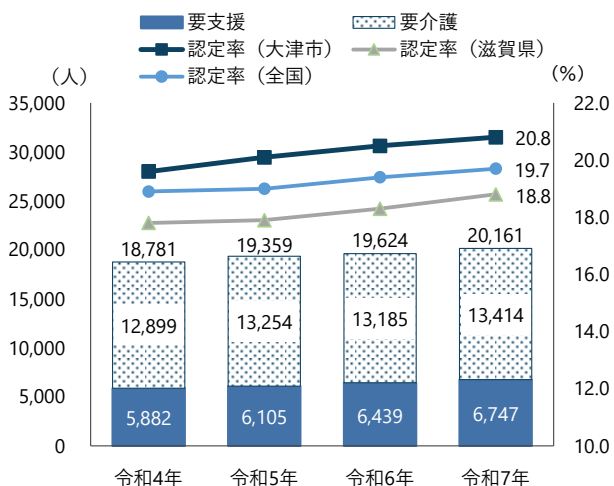
国・県と比較して、核家族世帯の割合が高くなっています。

高齢夫婦世帯数と高齢独居世帯数はともに増加傾向となっており、令和2年には、一般世帯に占める高齢者のみの世帯の割合が約2割となっています。

(3) 福祉に関する状況

要介護認定率は国・県を上回って上昇傾向、外国人人口は近年増加傾向

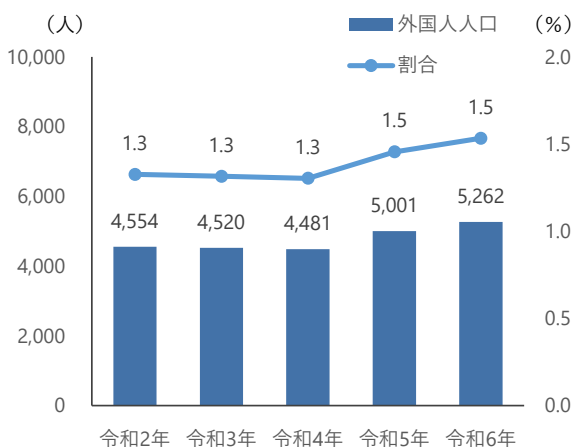
■ 要支援・要介護認定者数と認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年 10 月 1 日）
滋賀県・全国の認定率は各年 3 月末時点

要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、認定率は国・県を上回って推移しています。

■ 外国人人口の推移

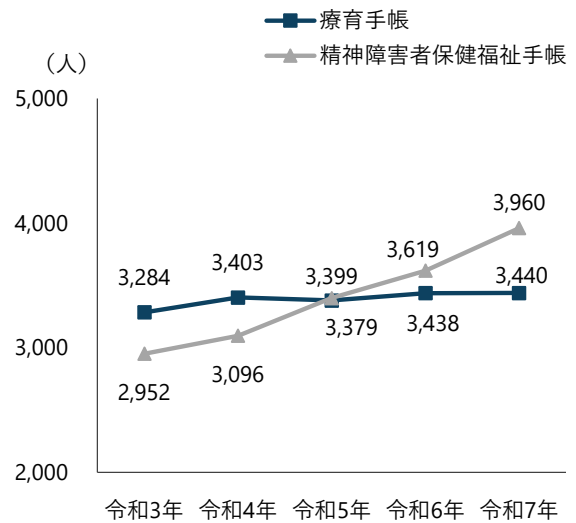
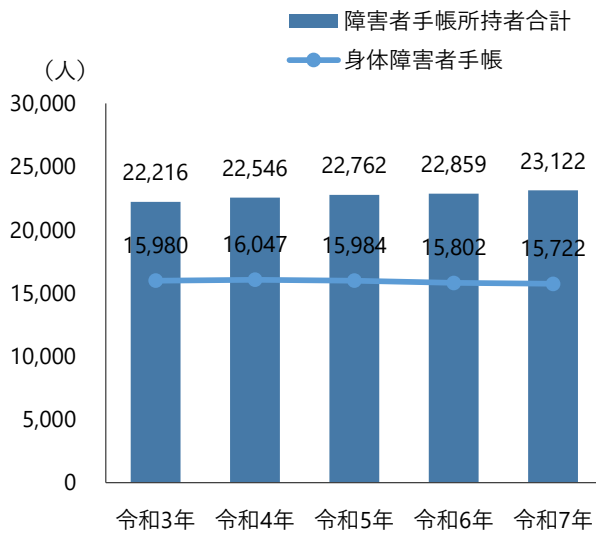


資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

外国人人口は増加傾向で、令和4年から令和5年にかけては 520 人増加しています。

精神障害者手帳所持者が増加している

■障害者手帳所持者数の推移



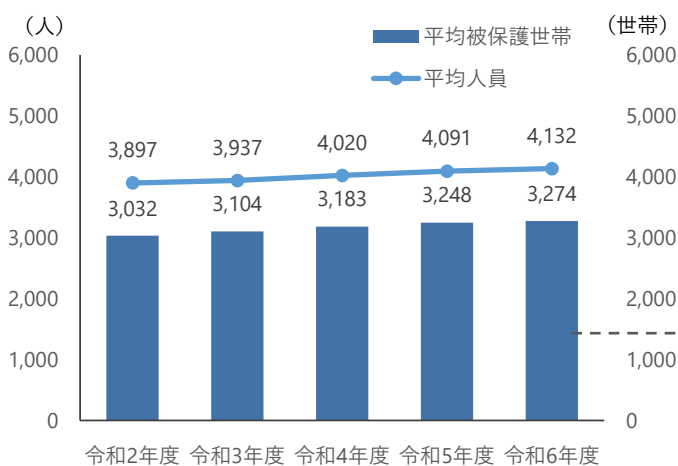
資料：大津市福祉の概要（各年3月31日）

身体障害者手帳所持者数は、令和4年以降減少傾向となっていますが、手帳所持者全体は増加傾向となっています。

療育手帳所持者数は近年ほぼ横ばいとなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

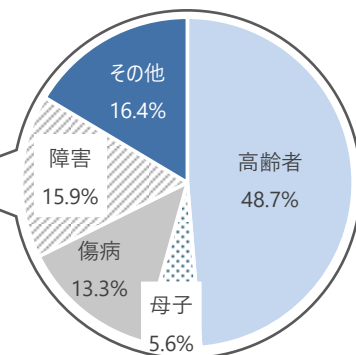
生活保護世帯は年々増加しており、高齢者世帯が約半数を占める

■生活保護世帯数・人員の推移



資料：大津市福祉の概要

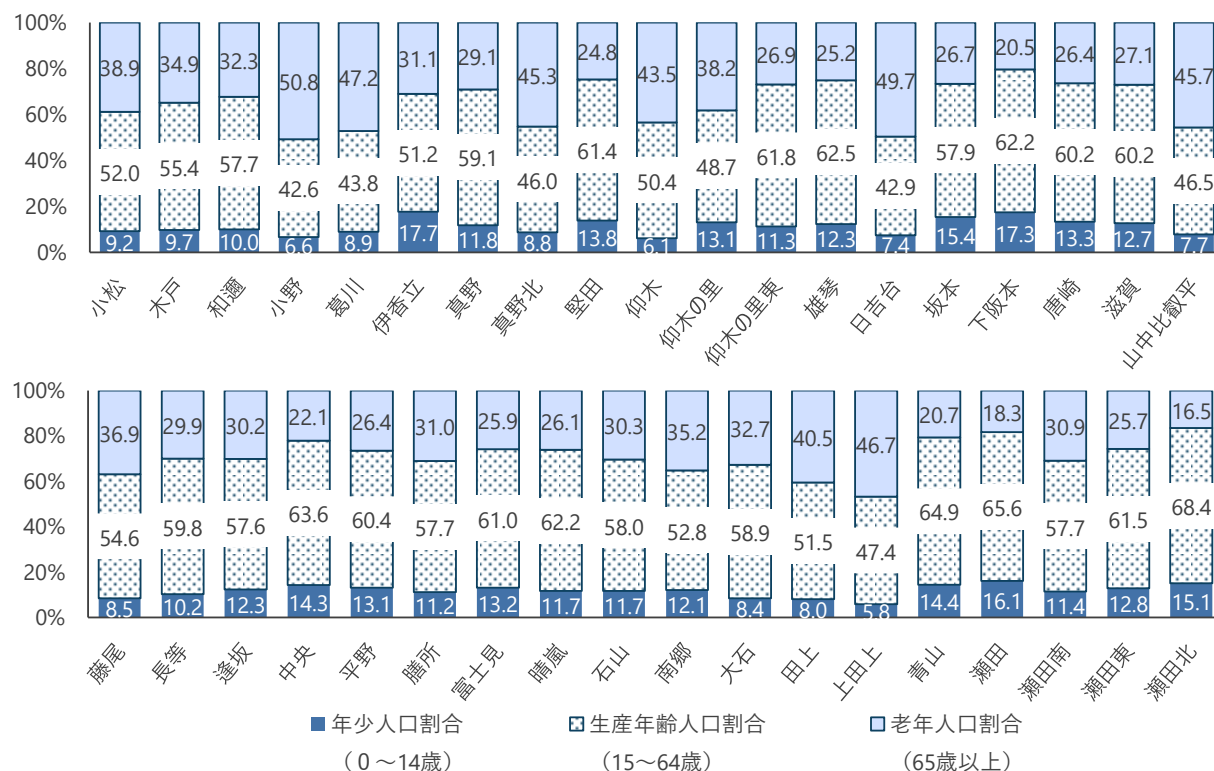
生活保護世帯数・人員ともに増加傾向となっており、高齢者世帯が約半数を占めています。



(4) 地域の状況

高齢化率は地域ごとに差があり、自治会加入率は50%を下回っている

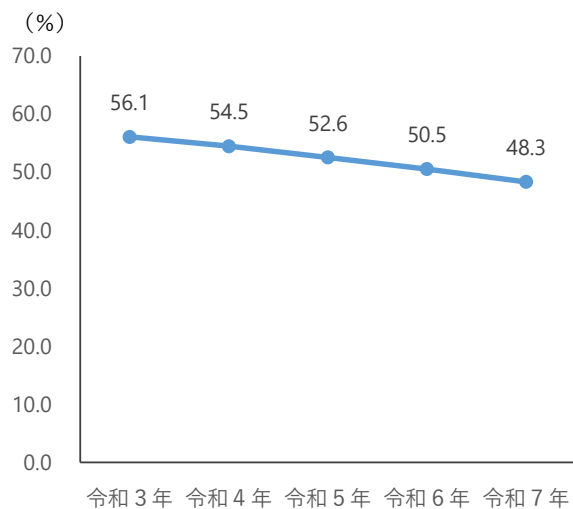
■ 学区別年齢3区分人口割合（令和8年）



資料：住民基本台帳（令和8年4月1日）

伊香立、坂本、下阪本、瀬田、瀬田北学区では、年少人口割合が15%を超えて高くなっています。一方で、小野、葛川、真野北、日吉台、山中比叡平、上田上学区では、老年人口割合が45%を超えています。

■ 自治会加入率の推移



自治会加入率は低下傾向となっており、令和7年では50%を下回っています。

資料：自治協働課（各年4月1日）

2 前計画の評価

前計画については、毎年度、市及び市社協の関係所属等の職員が「事業の進捗状況」を地域福祉専門分科会に報告し、計画の進捗管理を行いました。また、計画の見直しにあたり、合同会議において評価を行いました。

基本目標 1 ネットワークの力で市民のニーズを広く受け止め解決する体制づくり

方向性 1-1 情報を必要な人に届ける取り組みの充実

市の 取組状況	- LINE や自治会回覧メールにより、相談窓口に周知を行った。 - 子育てアプリの利用登録者数は伸び悩み、目標値を達成できなかった。 - 養育費支援や介護サービスのパンフレット等を配布し、制度の周知に取り組んだ。 - 民生委員児童委員の活動に必要な知識や技術を修得する研修を実施した。
社協の 取組状況	- 身近な地域で情報を得られるよう、地域の広報紙への情報掲載、ふれあいサロンやボランティアグループからの周知が必要である。 - SNS 等を活用し、ボランティア情報や事業実施報告などを発信した。 - 多世代の福祉への関心を高めるため、市社協の役割や福祉制度について分かりやすく周知していくことが必要である。
合同会議 での評価	- ひきこもりなど、情報を必要としているが、届いていない人がいる。 - 民生委員の見守り活動により、高齢者単身世帯の課題が発見できた。

評価・課題

- アプリ等の情報発信媒体について、効果やニーズの検証が必要。
- 支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、地域の多様な主体と連携した情報発信が必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
子育てアプリ「とも☆育」ダウンロード数	7,085 件	10,000 件	5,592 件 (R7.9 月末)
児童扶養手当申請時制度のしおり配布 ひとり親家庭の支援・相談 窓口を掲載したパンフレット作成、関係窓口で配布	実施	取組継続	実施
介護保険・高齢者福祉にかかるパンフレット「よくわかる大津市の介護サービス」	市の窓口で配布、ホームページ公開	最新の情報を掲載、作成継続	最新の情報を掲載、作成継続
ふれあいサロン支援	ふれあいサロンへの情報の個別郵送	ふれあいサロン等情報支援者のメーリングリスト化	講座等での情報提供、地区民生委員児童委員協議会長、学区社協会長への情報提供
民生委員児童委員への研修	年数回程度実施	継続	実施
SNS更新回数	月2回	週2回	週1回程度

方向性 1-2 大津市に合った包括的な相談窓口

市の 取組状況	- 各所属の相談窓口を包括的相談窓口とし、解決困難な相談を重層的支援推進室へつなぐ体制の構築に取り組んだ。 - 庁内連携会議の頻度が低く効果が薄かったことや、既存のアウトリーチでは対応が困難な世帯があることが課題となった。今後は、関係機関連携を強めて伴走型支援を継続するとともに、適切に相談をつなぐための職員研修が必要である。
社協の 取組状況	- 訪問や同行支援を中心としたアウトリーチを積極的に実施し、生活困窮者自立支援への結びつきに取り組んだ。 「ネットワーク台帳」への登録や「いのちのボタン」の配付を通じて、社会的孤立防止に向けたニーズ発掘ができた。 - 身寄りのない高齢者への緊急時対応体制の構築が必要である。
合同会議 での評価	- 重層的支援体制整備事業などにより、横のつながりが整いつつある。 - 支援者がひとりで抱え込まないよう、支援者支援が必要。 - 相談窓口について、支援者同士でも把握できていない。

評価・課題

- 包括的な相談を実施するため、相談窓口や情報の共有、職員研修等が必要。
- 生活課題が複雑化・複合化しているため、支援者がひとりで抱え込まない支援者支援が必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
つどいの広場来場者数	12,799 人	48,000 人	61,882 人 (R6)
子育てステーション参加者数	2,491 人	5,800 人	3,727 人 (R6)
「おおつ健康・福祉相談ホットライン」発行（相談窓口の情報共有）	窓口への配布	定期的な更新	窓口での配布、HP 公開、LINE・自治会回覧メールによる HP 公開の通知
すこやか相談所での健康相談事業（来所・電話相談）	9,272 件	15,000 件	14,358 件 (R6)
あんしん長寿相談所の設置箇所数	11 箇所	15 箇所	15 箇所
NPO、福祉施設、当事者団体との連携相談	7 箇所での相談員（民生委員）によるふれあい相談	7 箇所でのNPO、福祉施設、当事者団体、民生委員による連携相談体制をつくる	7 箇所でのふれあい相談実施（月1回）
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	—	実施	実施（R6.10月より）
子ども家庭相談室訪問支援活動	778 件	継続的に実施	継続的に実施
精神保健福祉相談事業	319 件	継続的に実施	225 件（R7.9月末）
すこやか相談所での訪問活動	1,849 人	継続的に実施	2,803 件 (R6)
在宅重度障害者訪問事業	—	日中活動系サービスの利用のない在宅重度障害者への訪問活動の実施	定期的な訪問活動の実施

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
アウトリーチの強化	事業ごとに潜在的ニーズの発見と早期支援に向けたアプローチ	潜在的ニーズを整理し、組織全体でアウトリーチ体制整備を構築	子ども・若者相談窓口において必要に応じてアウトリーチを実施
包括的相談支援事業(重層的支援体制整備事業)	分野別の相談窓口での対応	包括的な相談窓口の設置	各相談窓口を包括的相談窓口と位置付け
児童館運営事業	支援が必要な子どもや親子が来館した場合、関係機関へつなぐ	地域の相談窓口として、子ども・保護者を受け入れ、伴走的支援をできるよう職員の知識向上、関係機関との連携強化	支援が必要な子どもを関係機関へつないでいる
子ども家庭相談室運営事業	相談件数 3,892 件	相談件数 4,500 件	それぞれの家庭の事情を踏まえた相談支援を実施
生活困窮者自立支援事業	必須事業、任意事業の一部実施	困窮者の状況に応じた支援を行う任意事業の拡大実施	必須事業、任意事業の実施
民生委員やケアマネジャーと連携したニーズ発掘	ニーズ把握後、分野ごとにアプローチを展開	支援の入口から出口まで専門職と地域が一体的に取り組むしくみを構築	事業所や商店との連携により支援の幅を拡大
庁内連携会議(全体会)	庁内関係課や生活困窮者受託事業所を対象に情報共有・連携	外部の関係団体とも連携を拡大し実施	会議を年1～2回開催し、支援者間の顔の見える関係づくりを行った
庁内連携会議	必要に応じて実施	庁内アセスメント会議の周知、困難ケースの調査や聞き取りを積極的に行う	
障害者相談支援事業	ケースワーカーによる庁内各部署と連携したケースワーク活動(虐待対応含む)	継続	実施
	障害者自立支援協議会のプロジェクト会議や部会に出席し地域課題を把握し、庁内連携につなげる		
利用者専門員による子育て相談・支援事業	相談件数 532 件	いつでも相談できる体制を維持する	いつでも相談できる体制を維持 相談件数 838 件 (R6)

方向性 1-3 分野を越えた福祉課題を解決に導く多機関連携のしくみづくり

市の 取組状況	- 重層的支援室を中心とした多機関協働事業や各分野の会議を通じて、分野を越えた調整や、解決困難な課題の連携による解決に取り組んだ。 - 他の連携会議や重層的支援会議とのすみ分け整理を進め、より効果的な連携の場を模索することが必要である。 - 啓発活動の媒体拡充や、退職者説明会での紹介など、保護司の担い手確保に向けた効果的な周知啓発に取り組んだ。
社協の 取組状況	- 相談機関連絡会を年4回開催し、分野を越えた多職種の顔の見える関係を構築することで個別支援につなげることができた。 - 福祉施設と学区社協との勉強会をブロックで開催し、福祉と地域の連携や関係性継続のきっかけづくりに取り組んだ。 - 地域の福祉ニーズと福祉施設の貢献事業がマッチングするよう、積極的な情報交換会を企画し働きかけることが必要である。
合同会議 での評価	- 他分野との連携が進み、行政職員が関係機関に積極的に相談したり、他の会議に参加するようになった。 - まだ属人的に連携していたり、機関によって連携の意識に偏りがある。

評価・課題

- 分野を越えた連携体制の構築が進んでおり、今後は福祉分野以外にも広げていくことが必要。
- 包括的に支援していく意識をさらに浸透させていくことが必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
多機関協働事業(重層的支援体制整備事業)	—	実施	重層的支援推進室において実施
重層的支援会議(重層的支援体制整備事業)	—	実施	
多職種連携協働事業(在宅医療・介護連携)	基幹型あんしん長寿相談所で、多職種合同研修会の開催(3回/年)	基幹型あんしん長寿相談所ごとの地域課題に応じた目標設定及び事業の実施	地域課題に応じた在宅療養や看取りに関する多職種合同研修会を実施
地域ケア会議(地域の関係者との連携)	地域会議の未実施	各あんしん長寿相談所において地域の関係者とともに地域会議を開催	地域ケアエリア会議を開催
障害者自立支援協議会の運営	個別支援会議(ケース会議)等で相談支援専門員や障害福祉課ケースワーカーが把握した、既存の支援では解決できない課題を障害者自立支援協議会の各部会等で地域課題として集約し、分野を越えた連携、サービスや事業の新設等、課題解決に取り組む	障害者自立支援協議会に障害分野以外の関係者が参画し、連携を深める	個別支援会議(ケース会議)等で既存の支援では解決できない課題を障害者自立支援協議会の各部会等で集約し、課題解決に取り組んだ

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
大津市要保護児童対策地域協議会の充実(個別ケース検討会議)	開催数 265 回	開催数 400 回	個別ケース検討会議の開催、多機関連携のための研修会の実施
子育てネットワーク事業	年3回「子育てネットワーク会議」を実施	現状維持	各エリア年3回実施
生活困窮者自立支援会議	2 回	生活困窮者自立支援制度から重層的支援会議のつなぐ役割	年3～4回実施し、重層的支援会議へつなぐ役割として機能している
障害者虐待防止連絡協議会の開催	協議会に各種他分野連携部会を設置開催	継続	実施
相談機関連絡会	新型コロナウイルス感染症状況下におけるオンラインを活用した多職種の支援者の連携の場づくり(年1回)	オンラインを活用した分野を越えた支援者の連携の場づくり(年6回)	相談機関連絡会を年4回開催
生活困窮者自立支援事業における研修	—	テーマを設け実施	年度ごとにテーマを設け実施
障害者自立支援協議会内の運営	協議会に各種他分野連携部会を設置開催	継続	実施
福祉施設と地域団体の連携	学区社協との勉強会	連携した地域福祉活動の具体的な実践	福祉施設と学区社協の勉強会をブロックごとに開催
更生保護事業	社会を明るくする運動等の啓発活動、更生保護団体との連携	社会を明るくする運動等の啓発活動の充実、福祉・保健等他分野との連携	多様な媒体を活用した周知啓発

方向性 1-4 権利擁護支援の推進

市の 取組状況	- 成年後見制度について、リーフレットや研修会で市民・支援者への普及啓発を行ったが、理解が不十分な点もあるため、制度改正と合わせて理解促進が必要である。 - 協議会の開催や中核機関の運営を通じ、受任調整のしくみや市民向け研修などの権利擁護支援の推進に取り組んだ。 - 専門的視点を取り入れた虐待対応検討会議の実施や、認知症当事者や家族の孤立を防ぐため、支援やサービスに関する研修会を実施した。
社協の 取組状況	- 民生委員や地域サロン等において、権利擁護に関する啓発講座を積極的に実施し、自助・共助力の向上に取り組んだ。 - 身寄りのない高齢者への支援や死後事務支援の必要性は高まっており、新しい事業として実施していくことが必要。
合同会議 での評価	- 成年後見制度等の言葉は周知されてきたが、内容についてはもっと理解促進が必要。 - 身寄り問題などにより権利擁護支援について関心が高くなっており、行政担当者がつながりくみが増えてきたことで、申立て支援増えた。

評価・課題

- 権利擁護につながる市民が増えたことから、制度等のさらなる理解促進が必要。
- 死後事務支援等の事業展開と権利擁護により、身寄りのない人への支援が必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
権利擁護支援の普及啓発	—	リーフレット、ホームページ等の作成、講習会・シンポジウムの開催	リーフレット作成、研修会による普及啓発
成年後見制度利用支援事業	必要な人が成年後見利用支援事業を利用	継続	実施
権利擁護支援の啓発	地域福祉権利擁護事業の啓発をチラシ・広報で実施	権利侵害を予防する講座や取組	民生委員児童委員、学区社協、地域のふれあいサロン等での啓発講座の実施
(仮称)協議会の設置と開催	—	年2回程度実施	令和4年に協議会設置、年2回開催
人権擁護委員による特設相談所開設	毎月第1、3、5火曜日実施	人権啓発紙等の機会でも相談事業を周知、支援に繋げる	特設人権相談所の開設
人権擁護推進員協議会の活動支援	街頭啓発活動、研修会を開催	協議会の活動を市民に知ってもらう周知啓発	研修会や街頭啓発活動を連携して実施
地域福祉権利擁護事業	システムを活用した事業推進	新たなシステムを導入する等業務改善による事務の効率化	システムを更新し、事務作業の軽減を図った
中核機関の設置及び運営	—	設置し、運営委員会を年2回程度実施	運営委員会年1回開催
必要に応じた支援チーム体制づくり	—	随時実施	個別案件に応じて実施
権利擁護支援・成年後見制度研修	—	市民等向け研修の開催	市民向け年1回、支援者向け年2回開催

事業	策定時 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	現状値 (令和 7 年度)
成年後見人等への支援	—	相談対応、事例検討会 開催	個別ケースで相談があった 場合のみ実施
ずっと安心事業	現在は、モデル事業で 3 事例に取り組む	将来に不安を抱える方を 支えるしくみを事業化する	モデル事業の継続、新たな 事業は未実施
虐待対応検討会議	あんしん長寿相談所を中 心に、権利擁護サポートセ ンターや弁護士をメンバー とする会議を定期開催	継続	検討会議年 3 回、職員 向け研修年 1 回実施
高齢者虐待防止研修会	高齢者虐待防止に関する 研修会を年 1 回開催	継続	年 1 回実施
要保護児童対策地域協 議会関係機関の研修機 会の確保	①月 1 回のスーパーバイ ズ、②児童虐待防止研修 の実施	①月 1 回以上のスーパー バイズ、②児童虐待防止 研修の充実	月 1 回のスーパーバイズを 実施、研修会の開催
障害者虐待防止事業	障害者虐待防止センター を設置して 24 時間 365 日の相談に対応、必要に 応じ一時保護等の支援の 実施、虐待防止に関する 周知啓発活動	継続	実施

基本目標 2 多様な参加とつながりを生み出すしくみづくり

方向性 2-1 ボランティアやNPO活動の推進

市の 取組状況	- 地域団体へのサポートや連携、地域コミュニティの維持・活性化に向け、拠点施設としての市民活動センターのより効果的な支援について検討が必要。 - 親子対象の自主サークルの交流会等を開催し、学びと交流の場を提供することができた。
社協の 取組状況	- コミュニティワーカーと連携したボランティア調整や、コーディネーター人材の確保・意識向上に取り組んだ。 - ボランティアカフェや大学・高校との連携を通じて、参加者同士のつながりや若者の福祉理解のきっかけづくりができた。 - 定期的なボランティアニュースの発行や、ニーズに応じたスマホ講座等の研修会を実施することができた。今後も登録団体からの意見聴取に基づく多様な研修会の開催が必要である。
合同会議 での評価	- 研修や講座がその後のボランティア活動への参加などにつながっていない。若い世代に広げていくため、土日開催や親子で参加できる工夫が必要。 - ボランティアに関心はあるものの、参加しづらい現状があり、自然と参加できるボランティアのしくみが必要。

評価・課題

- 市民活動センター等の拠点活用による地域コミュニティの活性化が必要。
- 若者など新たなボランティアの参画促進と、連携による調整・育成機能のさらなる強化が必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
市民活動センターによる各種連携・交流促進事業	市民・市民団体、事業者がそれぞれの目的・立場でまちづくり活動を実施	まちづくり協議会等の地域のまちづくりに取り組む団体とNPO法人や事業者等が連携・協力し、地域課題の解決に一体的に取り組むまちづくりが進んでいる	市民団体の活動拠点として機能
自主サークル応援事業	らんらんネットおおつ登録50団体	現状維持	登録団体 39 団体 (R7.3 月末)
障害児サマースクール事業	感染症対策のため未実施 (活動の中で個性を発揮する子どもたちとのふれあいを通じて、ボランティア等市民への理解を促進)	継続	廃止
障害者団体等運営事業費補助事業	障害者団体またはボランティア団体に対し、その運営に要する経費を一部補助し、活動を支援	継続	継続して9団体への補助を実施
ボランティア相談機能の充実	ボランティアコーディネーターによる対応	コミュニティワーカーと連携した対応	コミュニティワーカーと連携した対応を実施
ボランティアカフェの開催	年 2 回	年 4 回	年 2 回
ボランティアニュースの発行	年 1 回	年 4 回	年 3 回

方向性 2-2 支援が必要な人が参加する場づくり

市の 取組状況	- アウトリーチ支援において対象者との関係構築に努めており、今後は必要な社会資源につなぐマッチング支援を実施するとともに、既存の社会資源の把握が必要である。 - 当事者組織が実施する学習会へファシリテーターとして相談支援専門員を派遣した。
社協の 取組状況	- ふれあいサロン交流会を実施し運営者のモチベーションアップにつなげるとともに、「ふわりサロン」を開催し、対象者に合わせたオーダーメイドの居場所づくりを行っており、今後は新しい参加者を巻き込むアプローチが必要。 - 施設連絡会お仕事体験会を通じて、就労に向けたスモールステップとしてはたらく体験の機会を提供できた。
合同会議 での評価	- 当事者組織は同じ悩みを持つ人同士が話し合うことができる重要な社会資源となっている。 - ふれあいサロンや認知症カフェが各地域で開催されている。

評価・課題

- 既存の社会資源を把握し、アウトリーチから適切な支援につなぐマッチング機能の強化が必要。
- 各地域のサロンや当事者組織において、新しい参加者を巻き込むためのアプローチが必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
参加支援事業(重層的支援体制整備事業)	—	実施	令和6年10月から実施
当事者組織支援	様々な当事者活動の組織を支援し、サポートする	継続	当事者が実施する学習会へ相談支援専門員を派遣
当事者組織支援	福祉団体の支援や依存症の当事者の連携の場づくり	新たな当事者団体の支援及び情報交換と連携の場づくり	ふれあいサロン交流会を年1回開催
若者応援事業数	—	15事業所	
施設連絡会お仕事体験	年3回	年12回	実施

方向性 2-3 新しい参加者を巻き込んでいく取組の推進

市の 取組状況	- 民生委員児童委員の業務負担軽減や改選時期への配慮に取り組んだ。 - 今後は、既存事業を活用した分野横断的な受け入れ体制の検討や、現状を踏まえた担い手不足解消の検討が必要である。
社協の 取組状況	- アクティブシニア応援講座や福祉委員研修を開催し、若者への福祉学習も含めて新たな地域福祉の担い手育成に取り組んだ。 - クレジットカード決済や多様なキャッシュレス募金の導入、募金型自動販売機の設置等による地域福祉への参加促進ができた。一方、自動販売機の設置台数自体が減少傾向にあるなど、新たな財源確保の手法開拓が必要である。
合同会議 での評価	「担い手不足」は人がいないわけではなく、活動内容が知られていない。 - 地域に参加する機会が少なくなっているため、新たに参加することに抵抗を感じる。

評価・課題

- 活動内容の周知や参加へのきっかけづくりにより、担い手不足の解消を図ることが必要。
- 既存事業を活かした分野横断的な受け入れ体制の構築が必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
地域づくり事業(重層的支援体制整備事業)	分野ごとで実施	分野を越えた取組の実施	本格実施に向けた検討
まちづくり協議会設立及び運営支援事業	まちづくり協議会設立数 8 学区	地域の実情に合わせたまちづくり協議会の設立及び設立されたまちづくり協議会の運営の継続により、住民自治の確立と持続可能なまちづくりが推進されている	まちづくり協議会設立数 18 学区 (R7.9月末)
担い手養成講座の開催	市域での担い手養成講座の開催(年1回)	ブロック及び学区単位での担い手養成講座の開催(年7回)	年1回アクティブシニア応援講座を開催
【再掲】参加支援事業(重層的支援体制整備事業)	—	実施	令和6年10月から実施
ファンドレイジング	従来の寄付や募金	戦略的なファンドレイジングの実施	会費や寄付金のあり方検討、ホームページやクレジットカードを活用した新たな寄付の仕組みを取り入れた

方向性 2-4 地域で活動している人や団体の新しいつながりづくり

市の 取組状況	- まちづくり協議会を 18 学区に設立し、各地域の意向に応じた主体的で安定的な運営のサポートに取り組んだ。 - 生活困窮者自立支援官民連携プラットフォーム会議を年 1、2 回開催し、子ども食堂運営者や保護司等を巻き込み、多様な主体との連携のきっかけをつくることができた。目的を同じくする「市内連携会議（全体会）」とのより効果的な運営が必要。
社協の 取組状況	- 学習支援ネットワーク会議や交流会を開催し、有志グループによる助け合い活動や食材分配等の新しいつながりづくりに取り組んだ。 - SNS やボランティアセンター公式 LINE 等による民間助成金の情報発信を通じて、新たなボランティア団体との接点を創出できた。 - 今後は公式 LINE の登録者を拡大するとともに、高齢者等へ情報を届けるための工夫が必要である。
合同会議 での評価	- まちづくり協議会の数が増え、地域の中にみんなで話し合う場づくりが進んでいる。 - 地域では民間や任意団体が制度の狭間を支えている。 - 同じ目的で活動している団体の連携・協働が必要。

評価・課題

- 制度の狭間を支える地域の団体等のさらなる連携・協働体制の構築が必要。
- 時代に合った地域福祉活動へのアップデートが必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	現状値 (令和 7 年度)
【再掲】まちづくり協議会設立及び運営支援事業	まちづくり協議会設立数 8 学区	地域の実情に合わせたまちづくり協議会の設立及び設立されたまちづくり協議会の運営の継続により、住民自治の確立と持続可能なまちづくりが推進されている	まちづくり協議会設立数 18 学区 (R7.9 月末)
学習支援ネットワーク会議	同じ分野間でのネットワークづくり	ニーズに合わせて分野を越えたネットワークづくり	グループ同士の交流会での新たなつながりにより活動が広がった
民間助成金の案内、支援	助成金情報の案内	助成金情報の案内と活動支援(年 12 団体)	ホームページや公式 LINE 等で情報を発信

方向性 2 - 5 地域福祉を協働で進める取組の推進

市の 取組状況	- 協働の意識醸成に向けて、まちづくり協議会の活動事例集を市ホームページで発信するなどの事例共有に取り組んだ。 - 市職員協働推進本部会議の開催により、より効果的に協働の取組を進めるための連携体制の強化を図った。 - 障害児家庭向け学習会やスポーツ活動への補助を行った。
社協の 取組状況	- 施設連絡会において福祉施設が地域のニーズに合った居場所づくりや送迎支援など地域貢献事業を実施した。また、福祉施設での実習生の受け入れを実施し、次世代の担い手育成に取り組んだ。 - 第2層協議体と福祉施設や企業が連携し、スーパー移動販売などを実施し、福祉・企業・地域が連携した地域づくりが進んだ。 - 今後は地域のニーズに対し、多様な主体と協働した生活支援資源の創出が必要である。
合同会議 での評価	- 施設連絡会で施設間の課題が同じであることを共有できた。 - 大学や企業も「地域住民」として連携・協働を拡大したい。

評価・課題

- 福祉施設や企業、大学など多様な主体と一体となった協働体制の拡大が必要。
- 地域のニーズに応じた居場所づくりなど、協働による生活支援資源の創出が必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
市職員協働推進本部を中心とした組織横断的な 市内連携体制の充実	市職員協働推進本部に おける市内連携体制の検 討	地域及び市内における連 携体制を構築することで、 多様化複雑化した地域課 題の解決に協働で取り組 むことができる	毎年度1回以上、市職 員協働推進本部の本部 員会議または推進員会議 を開催
障害者自立支援協議会 高齢障害プロジェクト会議	障害支援者のお互いの制 度学習を通じた関係強化	身近な地域での学習の場 を設けることで高齢・障害 の支援者同士の連携が深 まる	実施
施設連絡会の行う地域貢 献事業	ブロックごとに福祉施設間 の連携と一部施設での地 域貢献事業	福祉施設による学区ごとの 地域貢献事業の実施	福祉施設が地域のニーズ に応じた地域貢献事業を 実施
実習生の受け入れ推進	40 施設での実習生の受 け入れ	75 施設での実習生の受 け入れ	38 施設での実習生の受 け入れ
協働事例の共有	協働事例の共有	事例の共有により、地域と の協働による事業実施に 対する意識が醸成され、 協働による取組が推進	まちづくり協議会の活動事 例集をホームページで発信

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
障害者自立支援協議会の運営	既存の支援では解決できない課題を障害者自立支援協議会の各部会等で地域課題として集約し、分野を越えた連携、サービスや事業の新設等、課題解決に取り組む	継続	実施
障害のある人のスポーツ・文化芸術活動支援	障害者スポーツ協会への団体運営補助	スポーツ・文化芸術活動を通じた市民交流を実施	継続して9団体への補助を実施
うま楽スクール（障害児と保護者が社会資源をうまく使い楽しく生きるための学びと相談の場）の開催	実施	継続	新1年生家庭を対象とした説明会や動画配信を実施
生活支援体制整備事業における多機関連携 助け合い活動、移動支援交流会	—	助け合い活動、移動支援活動の拡大	福祉施設による買い物支援や送迎支援の実施、スーパーの移動販売の運行

基本目標 3 生きる力を高めあい支えあえる地域づくり

方向性 3-1 生きる力を育む場づくり

市の 取組状況	- 学習支援を通じた居場所づくりや支援が必要な子どもが安心して過ごせる居場所づくりにより、気持ちに寄り添った支援を行った。 - 更生保護や人権に関する啓発活動において、ライトアップやデジタルサイネージ等多様な媒体を活用した周知に努めることができた。
社協の 取組状況	33 学区での学習・生活支援の居場所設置や、現場の声を取り入れた福祉学習メニューの工夫により、子どもの生きる力を高める活動やつながりづくりに取り組んだ。担い手不足や子どもが少ないなどの地域の実情に応じた支援の検討が必要。 - 地域ニーズや福祉課題の情報発信を進めることで、学区社協が福祉施設や地域の商店と連携した新たな活動がスタートした。
合同会議 での評価	「子ども」をキーワードに地域活動に関心を持つ人が増えている。 - 福祉学習が実施して終わりにならないよう工夫が必要。

評価・課題

○参加することで個人の生きる力を育むことができる地域活動の推進が必要。

○実際の行動につなげていく福祉学習の工夫が必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	現状値 (令和 7 年度)
【再掲】地域づくり事業(重層的支援体制整備事業)	分野ごとで実施	分野を越えた取組の実施	本格実施に向けた検討
障害のある人のスポーツ・文化芸術活動支援	障害者スポーツ協会への団体運営補助	スポーツ・文化芸術活動を通じた市民交流を実施	継続して 9 団体への補助を実施
大津人権擁護委員協議会の活動支援、人権相談	人権相談の実施	人権相談を継続的に実施	特設人権相談所を開設
子どもの学習・生活支援事業	29 学区で何らかの子どもの学習・生活支援や居場所の設置	36 学区ごとに 1 つ以上の子どもの学習・生活支援の場の確保	33 学区で子どもの学習・生活支援の居場所を設置
子どもの学習・生活支援事業(寺子屋プロジェクト事業) 参加者数	2,433 人	5,500 人	実施
中 3 学習会利用者数	26 名	50 名	子どもの居場所としても意味のある者として実施
子どもの居場所づくり事業	子どもの居場所の確保	市内に複数個所の居場所の確保	支援が必要な子どもたちが安心して過ごせる場所を確保
公民館講座(高齢者の社会参画を支援する講座) 開催回数	2 回	10 回	定期的な講座を実施
障害者差別解消支援地域協議会の開催	感染症対策により未実施	実施	関係機関と連携して情報を発信

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
福祉学習の推進	小中高校への講師調整や備品の貸し出し	青少年が「生きる力」を育む福祉学習の実施(25校)	学区社協が施設連絡会や地域の商店と連携し、新たな地域福祉活動を実施
【再掲】更生保護事業	社会を明るくする運動等の啓発活動	社会を明るくする運動等の啓発活動の充実	多様な媒体を活用した周知啓発
人権啓発紙の発行	年3回(9月,12月,3月)発行	人権課題を幅広く取り扱い、互いの人権や多様性を尊重する人権意識の高揚	自治会を通して年3回各戸配布
障害福祉のしおりの作成及びホームページへ掲載、障害者への理解及び啓発・広報活動	年1回発行、新規手帳取得者への配布及びホームページ更新、公共施設バリアフリーチェック実施	障害福祉サービス利用者への丁寧な情報提供、障害者への合理的配慮を進めるための環境整備	年2回の地域支援協議会、バリアフリーチェックを実施
障害者差別解消支援地域協議会の開催	感染症対策により未実施	実施	
大津市公共施設バリアフリーチェックによる合理的配慮の推進	感染症対策により未実施	実施	
障害者週間における「ほかほかまつり」実施	感染症対策により未実施	実施	

方向性 3-2 小地域における福祉のまちづくりの基盤強化

市の 取組状況	- 民生委員の見守り訪問やふれあい給食を通じた高齢者の安否確認に取り組んだ。 - 自治会の加入率が減少しており、チラシ配布や広報での周知により理解を深めるとともに、自治会役員の負担軽減が必要。
社協の 取組状況	- 各ブロック・学区エリアに設置している第2層協議体において、企業、福祉施設、住民など多様な主体が参画し、権利擁護、見守り、災害ボランティア等の講座や施設連絡会と連携した福祉学習の場の提供に取り組んだ。 - WEB や LINE 等を活用した小地域での情報発信や見守り体制を構築し、他団体と連携・協働した持続可能な取組を進めることが必要。
合同会議 での評価	- 顔の見える関係性が進むことで協力体制が作りやすくなり、福祉施設と連携した取組を実施する学区も増えている。 - 自治会加入率が低下する中、自治会に頼った体制となっている。

評価・課題

- 多様な主体との顔の見える関係づくりを進め、デジタルも活用した小地域での見守り体制の構築が必要。
- 自治会の負担軽減を進めるとともに、時代やニーズに合わせた小地域活動の推進が必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	現状値 (令和7年度)
民生委員児童委員一人あたりの相談件数(相談・活動件数÷委員数)	74 件	101 件	訪問活動の実施、ふれあい給食の配布を通じた安否確認の実施
ふれあい給食サービス利用者数	1,474 人	1,650 人	
学区社協活動支援	新型コロナウイルス感染症状況下で地域福祉活動の自粛	学区ごとに地域課題に合わせた新たな事業の開発	ブロック及び学区エリアに協議体を設置
自治会加入促進事業	自治会加入率 57.4%	自治会加入率 60.0%	自治会加入率は低下
第2層協議体	7ブロックごとの第2層協議体の運営	ブロック及び学区ごとに協議体をととした実践活動	ブロック及び学区エリアに協議体を設置
地域づくり事業(重層的支援体制整備事業)	分野ごとで実施	分野を越えた取組の実施	本格実施に向けた検討
子どもの学習・生活支援事業(学習支援ネットワーク会議)	開催回数 2 回	参加事業者、団体を拡充し開催回数 4 回	ネットワーク会議をきっかけに、子どもの居場所同士の連携ができた
WEB 会議の活用支援	市社協内の環境整備	地域団体、組織との WEB 会議を活用した情報共有	団体同士のオンラインによる交流を調整

方向性 3-3 災害時に助け合える体制づくり

市の 取組状況	- 地区防災計画の個別策定の促進や、専門職等による個別避難計画作成および防災関係団体の連携による自助・共助の向上に取り組んだ。 - 国のガイドライン改訂に合わせた指定福祉避難所の分類や、避難所の運営についての協議を行った。今後は、施設の特性に合わせた実効性のある運営方法の検討が必要。
社協の 取組状況	- 企業や大学への啓発活動による災害ボランティア事前登録者の拡大や、年 3 回の養成講座開催による学びの機会づくりに取り組んだが、新たな参加者の拡大が必要。 - 学区サテライト設置訓練の啓発や、自治会、大学、企業等への防災出前講座の実施を通じて、災害時および日常の支え合い体制の重要性を発信することができた。
合同会議 での評価	- 地区防災計画を作成する学区が増えており、防災の必要性が理解されてきた。 - 地域によって防災意識にばらつきがあるため、引き続き周知が必要。

評価・課題

○地域や近所で災害時に助け合える自助・共助の向上に向け、防災活動や避難所等に関する周知啓発が必要。

○企業や大学等の新たな層を巻き込んだ災害ボランティアの推進が必要。

【参考指標】

事業	策定時 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)	現状値 (令和 7 年度)
地区防災計画の作成	19 学区	36 学区	学区ごとの現状分析、個別アプローチにより計画策定を促進
個別避難計画の作成	—	要支援者、ハイレスク者への計画作成	同意を得られた方の計画作成、新規対象者への同意確認文書の発送
地域防災力充実強化事業	—	36 学区	地域の防災関係団体の連携による防災力強化
災害ボランティア事前登録者	320 名	460 名	627 名
避難所の体制整備	—	物資の分散備蓄の整備と配送体制の確立	
福祉避難所の運営	—	実施	指定避難所の分類、運営についての協議
学区サテライト設置訓練	0 学区	15 学区	7 学区

3 大津市の地域福祉の課題

計画の策定にあたり、高齢、障害、若者・子育ての分野ごとに対象者へのアンケート・ワークショップを実施し、市民や団体の声を聞き取りました。また、学区社協によるワークショップを実施しました。その結果に合同会議での意見を踏まえ、本計画における課題として、5つの課題を取りまとめました。

課題 1 関係機関が分野を越えて連携できるしくみづくり

住民や支援者からは相談先の分かりづらさが指摘されており、相談窓口の見える化とデジタルを活用した相談支援を行うとともに、高齢者や障害のある人への分かりやすい情報提供が必要となっています。また、複雑なケースを個別機関で抱え込まないように、支援者への支援のしくみづくりが重要となっています。

■市民や団体の意見

高齢	- 店頭では高齢者のスマホの使い方に関する相談が多いため、そういった相談窓口を行政や地域にほしい。 - 免許返納、介護、特殊詐欺など様々な困りごとについての相談窓口一覧の要望がある。 - 生活全般を受け止める窓口が重宝されている。
障害	- 若年層はスマホで調べられるが、中高年以上や障害者はどこに行ったらよいかわからない現状があり、支所の周知や情報提供が課題である。 - 制度の縦割りを解消するため、相談員、ケアマネ、看護師、自立支援協議会などが定期的に集まる地域移行ワーキング等の横のつながりや、施設連絡会を通じた連携が不可欠である。 - 自分の施設だけでケースを抱え込まず、介入が難しくても情報共有できるしくみや、全体を把握し調整するコンシェルジュ的な役割が必要である。
子育て・若者	- 対面・電話が苦手な人向けに、LINE 予約、敷居の低いチャットボット、24 時間対応のネット相談ツール、AI 相談アプリなど気軽なツールの導入が求められている。 - 相談までの敷居が高いため、相談の流れがわかるイメージ図のポスターやサポートブックが必要。 - 子が不登校になった時にまず一番に関わる学校の先生に情報が集まるしくみづくりや、学校で情報を網羅して提供してもらえるとありがたい。 - 障害のある子の親は親自身が動かしにくい。知らなかった情報を得られるため、同じ境遇の親同士で情報交換できる場が一番よい相談先になる。
学区社協	- 学区内の他団体（まち協など）との連携が難しい現状がある。 - 活動の継続に向けて組織体制の改革や、まち協等と連携したスマートで負担のない会議の実施、IT・デジタル化の推進が求められている。 - 社協が先頭に立ち、活動の魅力を発信することで担い手につなげていく必要がある。
合同会議での意見	- 誰でも気軽に利用しやすい地域福祉の総合相談窓口の設置や、複雑な相談窓口の整理・見える化、相談の交通整理等を行うコーディネート機能（コンシェルジュ役割）が必要である。 - 多職種連携型のプラットフォームを構築し、支援者同士の横のつながりを強化するとともに、抱え込まずに相談・スーパーバイズできる「支援者支援」のしくみを整える必要がある。

課題2 本人の意思を尊重した権利擁護支援の推進

高齢者や障害のある人の金銭管理や特殊詐欺の防止をはじめとして、身寄りのない高齢者等への支援など、すべての人の権利が守られ安心して暮らせるしくみづくりが必要となっています。本人を中心においた丁寧な意思決定支援の実践と質の担保を進めるとともに、多機関連携による早期の気づきやつなぎ、地域での勉強会や情報交換の場づくりが必要です。

■ 市民や団体の意見

高齢	- 高齢者の特殊詐欺被害防止のため、ギフトカード等を購入する方への声かけを必ず実施している。 - 認知症の高齢者がいた場合、近くの「あんしん長寿相談所」と連携して対応することがある。
障害	- 利用者の親が高齢化して施設入所する際の後見制度の利用検討、兄弟姉妹との連携、権利侵害の有無の見極めが必要である。 - 家族全員が障害を持つ世帯の金銭管理課題について、施設職員だけでは介入できないため、障害・児童・高齢・生活保護・学校などの多機関の連携による行政の介入が必要である。 - 年金や生活費を詐欺で持っていけないための対策や、契約を無効にできる支援が必要であり、気づいた人がほっておかずにつなぐ姿勢が基本である。
子育て・若者	- 複雑な福祉の制度をわかりやすく教えてほしい、制度の解説・応答が必要という声がある。 - お金の勉強ができる居場所や、親の介護に直面した際の介護者同士の情報交換の場（親の会）が求められている。 - 福祉サービスやその担い手の処遇改善を求める意見がある。
学区社協	50・60代の現役世代の住民をターゲットにする場合、介護や特殊詐欺に関する勉強会・研修会を開催することで、「我が事」として地域課題につなげてもらい、参加を促す工夫が有効である。
合同会議での意見	- 権利擁護とはそもそも本人を中心においた意思決定支援であり、本人の想いや意見を丁寧に聴き、支援者側の想いを押し付けない姿勢や質の担保が最重要である。 - 命を守るために本人の意思決定をどこまで尊重するか、また本人が支援を拒否した場合に介入すべきかどうかの判断の難しさがある。 - 増え続ける特殊詐欺や消費者被害を防ぐための、地域全体での防犯対策の必要性が高まっている。

課題3

興味・関心をきっかけとした人と人とがつながる地域づくり

現役世代の参画が進まないことや組織の後継者不足に加え、新しい人がコミュニティに入りやすく多世代のつながりが希薄なことが課題となっています。個人の興味・関心や「わくわく」を入口とした気軽なイベントや居場所づくりを進め、活動の負担軽減や魅力発信を通じた持続可能な担い手の確保と、頼り合える関係性の次世代への継承が必要です。

■ 市民や団体の意見

高齢	• 地元の農家と連携して農作業（家庭菜園）ができるスペースを貸し出し、高齢者の生きがいや居場所づくりを推進している。 • 店舗の交流エリアで地域ボランティアが活躍できる場所を提供している。 • 学校等と連携し、子どもに農業を教える体験会を通じて多世代交流の場をつくった。 • 移動販売車の買い物支援が高齢者の居場所やつながりづくりとして役立っている。
障害	• 新しい人が入りにくいコミュニティにおいて、ニーズ（困りごと）の解決だけでなくイベントなどのツールがあればつながりやすい。 • 地域の運動会や祭り、文化祭の準備を手伝うことで、自然と関わりができ、顔なじみの関係が構築される。 • 施設と地域が分断されないよう、グループホームが地元の自治会に加入したり、施設側から積極的に地域へ情報発信（機関誌の配布等）を行ったりする必要がある。
子育て・若者	• 居場所の継続には資金（助成金手続きの簡素化）、場所（空調・衛生）、当事者の親など共感できるスタッフやボランティア、SNS 等での周知が必要だが、育児や仕事、ひとり親による多忙で手伝う余裕がない現状もある。 • 「顔が見える関係性」や「子どもとお年寄りのつながりイベント」など、多世代交流を求める声が多い。
学区社協	• 「若い人が参加しない」「仕事があると参加しにくい」「現役の若い世代を取り込むのは無理だと思っている」という課題感がある。 • ボランティア保険の加入による安心感の醸成、おしゃべりボランティアなどの気軽な役割の創造、ホームページを活用した社協活動の周知などが参加促進の工夫として挙げられている。 • 地域福祉活動へ参画することのメリット（免許・資格を取れる制度、仕事にも活用できる知識の習得など）をつくる必要がある。 • 各種団体が多すぎるため、事業の見直し・廃止を行い、会長や団体としての負担を軽減しなければ後継者が出てこない。
合同会議での意見	• 一人ひとりの「好き」や「得意」といった個人の興味・関心や「わくわく」を形にし、単なる活動で終わらず「誰かの支援」や「地域の活力」に変換するシステムを構築して応援する。 • 多様な世代がつながって一緒に考え行動する過程で、「困ったときはお互い様」と自然に頼り合える関係性（共創）を育み、主体的（自分ごと）な想いを次世代へ継承する。 • 地域の支え手不足に対して「ない」という議論を繰り返すのではなく、しくみを変える努力や、福祉の魅力発信による人材確保を時代に合わせて進める必要がある。

課題 4

地域防災強化に向けた地域住民や関係団体の顔の見える関係づくり

近隣関係の希薄化による日中の支援者不足や、自治会未加入者を含めた支援が課題となっています。日常的な顔の見える関係づくりを基盤に組織を越えた多機関ネットワークを構築し、実践的な防災訓練や個別ニーズに寄り添う防災講座の実施が必要です。

■ 市民や団体の意見

高齢	- 移動販売車による買い物支援を通じた平時からの見守りなどが、防災の基礎となる関係づくりに寄与している。 - 近所に誰がいるかわからない現状があり、災害時に実際に誰が避難を主導するのか、日中に仕事で不在の時に高齢者を誰が助けるのかが課題である。
障害	- 重度障害や医療的ケアがある人は、運べない、集団で過ごせない等の理由で避難場所にすら行けず家に残る現状がある。 - 地域の運動会やお祭りに施設側も参加して住民に顔を覚えてもらい、近所づきあいを始めることが重要である。
子育て・若者	- 災害時における子育ての不安や、子・親が同じ場所にいない時の連絡方法への懸念が示されている。 - 依頼されれば避難所で炊き出し等の調理補助、片付け、子どもの遊び相手、高齢者の傾聴等をお手伝いしたいという意向が高くなっている。 - 子どもも参加できる防災講座、実用的な防災マップ、安否確認などの支えあい活動、町単位で有事の際に混乱しないための実践的な避難訓練が求められている。
学区社協	自治会非加入者も含めた「多様な人や団体とのつながりづくり」に取り組む必要がある。
合同会議での意見	- 防災意識を特別な訓練から日常の延長へシフトし、隣近所の「お互いさん」による助けあいや、平時からの日常的な顔の見える関係づくりが災害時に命を守る基盤となる。 - 自治会、ボランティア、福祉施設、医療機関などの既存の組織を超えたネットワークを構築し、合同訓練を重ねることで、発災時の情報発信ルートや各団体の役割分担を明確にする。 - 地域のつながりが希薄化する中で、自治会未加入者（非自治会層）や現役世代を災害時の備えにどう巻き込むかが鍵となる。

課題 5 孤独・孤立に対する包括的な支援の推進

自治会加入率の低下に伴う地域基盤の変化や新規居住者の孤立、また、支援を必要とする層へ情報が届かず、支援につながらないことが課題となっています。個別のアプローチや移動販売等の多様な資源を連動させ、「ゆるやかなつながり」や共感を基盤とした安心できる居場所づくりが必要です。

■ 市民や団体の意見

高齢	- ふれあいサロンのような居場所に来ている方は元気だが、家でひきこもっている方に対してサロンの情報や相談窓口の情報を届けていきたい。 - 移動販売車は、利用者が少なくても一定期間は運用を継続し、住民との信頼関係を築き、困りごとを解決・見守る場所になっている。 - ささえあいサポート事業の周知啓発や登録推進に注力している。
障害	- 地域の中で自然とつながっていくために「困った」と気軽に言ってもらえる関係性を持つことから始める必要がある。 - ひとり暮らし高齢者の家に、月 1 回小学生が手作りお弁当を配りに行くボランティアなどの取り組みが孤立防止に役立っている。
子育て・若者	- ひきこもりや不登校の子どもが日中安心して過ごせる居場所や、平日の昼間に親子で通える居場所、子どもの状態に合わせたオーダーメイドな対応ができる居場所、テーマ別のフリースクール、生活リズムを整えるための朝の子ども食堂などが必要とされている。 - 新興住宅地では旧地域から声がかからず関係がづくりにくいという孤立の課題があり、新旧住民が混じった交流ができる場や、地域の見守り・安全対策が求められている。 - 困りごとを解決してもらっただけでなく、共感してもらえるような取組が必要とされている。
学区社協	- 自治会加入率の低下により、これまで自治会頼みだった会費（財源）が減少している。 - 自治会加入・非加入関係なく、寄付のための声かけや活動への個別声かけ（福祉委員への個別アプローチなど）を行い、時代に合った組織体制や孤立させないつながりをつくる必要がある。
合同会議での意見	- 当事者が「家族としての当然の役割」として内面化し課題に無自覚であるケースや、変化を拒む心理（課題の不可視化）に対し、監視的な過度な見守りではなく、安心して参加できる居場所を通じた「ゆるやかなつながり」による関係構築が求められている。 - 身寄りのない高齢者や障害者など、要配慮者の住まいの確保（ハード面とソフト面、災害時含む）といった居住問題へのアプローチが必要である。 - 自治会という地域基盤が変化する中で、「孤立」をどう定義し（孤立させないのか、孤立のない社会を目指すのか）、いかに社会全体から疎外感を取り除くかの目的設定を明確にする。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、大津市では、市と社会福祉協議会が連携・協力し、生活困窮者自立支援事業の推進や、幅広い世代・多様な立場の人々のボランティア活動への参加促進など、地域福祉の推進に取り組んできました。

一方、少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、地域のつながりの希薄化に加え、孤独・孤立、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、8050 問題など、地域福祉を取り巻く課題は複雑化・複合化しています。また、自然災害の激甚化や感染症への対応など、地域で支え合う力の重要性はますます高まっています。

社会の変化に対応しながら、これまでの取組をさらに充実・発展させるため、多様な主体によるネットワークを生かした包括的な支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりが支える側・支えられる側という固定的な関係を超えて、それぞれの力を発揮しながら支え合い、新たな参加やつながりを生み出すことのできる地域づくりを進めます。

本計画では、これまでの基本理念を継承しながら、地域共生社会のさらなる実現に向けて、地域福祉の一層の推進を図ります。

一人ひとりを認めあい、支えあう、
おおらかなまち“大津”

「おおらかなまち“大津”」とは？

- 大津は、比良・比叡の山々に抱かれ、美しい琵琶湖のほとりに位置する豊かな自然に恵まれる地域です。
- 大津は、世界遺産や日本遺産に恵まれ、大津三大祭等質の高い歴史と文化を有する地域です。
- 大津は、古くから城下町、宿場町、港町、門前町として栄えた歴史豊かな地域です。
- 大津は、京阪神の近隣に位置し、多様な世帯が移り住みやすい地域です。
- 大津は、自然に恵まれ、歴史的に人や文化の交流が盛んであり、他を受け入れる“こころ”のゆとりと人間性が豊かなまちです。

このような心持ちをもつ“大津のまち”の特徴を表す言葉として「おおらかなまち“大津”」と表現しました。

※「おおらかなまち」という表現は、第1次大津市地域福祉計画策定の委員会で、柳田貞男委員（当時「NPO 法人ふれあい大津」理事長）が、大津のまちを紹介するときに発言されたものです。その後、この表現が、計画の理念の中で活用されることとなったという経過があります。

2 基本目標

本計画に掲げる基本理念「一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”」を実現するため、3つの基本目標を設定しました。

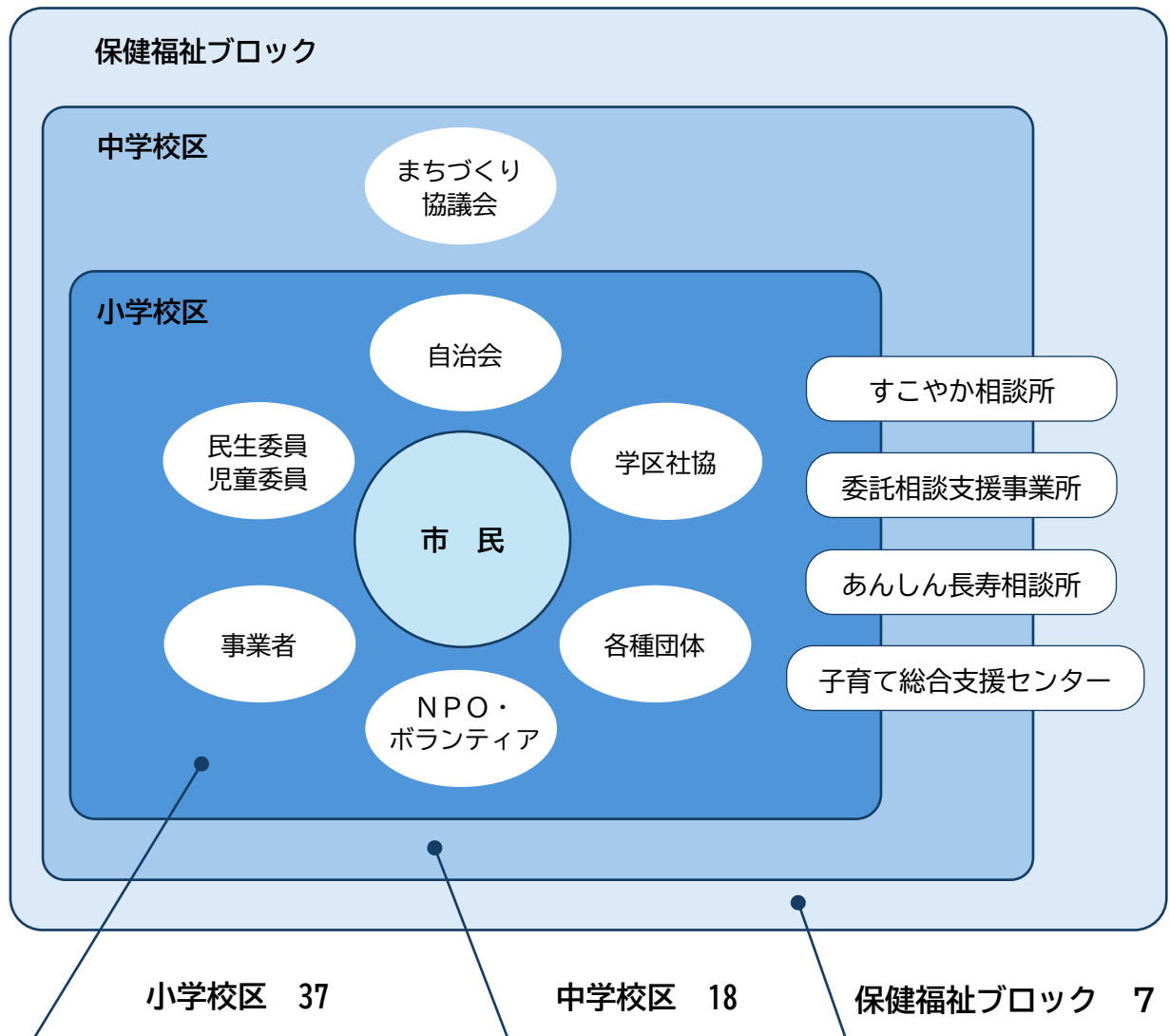
また、基本理念の実現に向け、市全体の支援機関・地域の関係者が受け止め、つながり続ける支援体制を構築するために「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う重層的支援体制の整備を進めます。

基本目標 1 分野を越えたネットワークの力で市民ニーズを受け止め支援する体制づくり

基本目標 2 多様な参加と新たなつながりで持続可能な地域社会のしくみづくり

基本目標 3 地域住民同士が助けあい支えあえる関係づくり

【大津市の圏域のイメージ】



小松 木戸 和邇 小野 葛川
 伊香立 真野 真野北 堅田
 仰木 仰木の里 仰木の里東
 雄琴 日吉台 坂本 下阪本
 唐崎 志賀 比叡平 藤尾
 長等 逢坂 中央 平野
 膳所 富士見 晴嵐 石山
 南郷 大石 田上 上田上 青山
 瀬田 瀬田南 瀬田東 瀬田北

志賀 葛川
 伊香立 真野
 堅田 仰木
 日吉 唐崎
 皇子山 打出
 栗津 北大路
 石山 南郷
 田上 青山
 瀬田 瀬田北

志賀
 北部
 中北部
 中部
 中南部
 南部
 東部

※委託相談支援事業所とは、「市町村相談支援事業所（障害福祉ケースワークの一部委託）」として市内に14箇所（令和8年度）が配置されています。

※但し、小学校区のうち学区社協、地区民生委員児童委員協議会等の活動団体数は36団体です。

基本理念

一人ひとりを認めあい、支えあう、おおらかなまち“大津”

基本目標 1 分野を越えたネットワークの力で市民ニーズを受け止め支援する体制づくり

基本目標 2 多様な参加と新たなつながりで持続可能な地域社会のしくみづくり

基本目標 3 地域住民同士が助けあい支えあえる関係づくり

方向性と取組

1-1 関係機関が分野を越えて連携できる仕組みづくり

重層事業

- 市

①多分野・多機関が連携し、切れ目のない支援を推進します
②専門職の人材育成と支援者への支援を行います
③更生支援を推進し、地域で立ち直りを支えます
- 市社協

①分野を越えた関係機関の連携のコーディネートをし
②専門職と地域をつなぐ人材を育てます

再犯防止推進計画

1-2 包括的な相談とアウトリーチ支援の充実

重層事業

- 市

①身近に「聞きに行ける」窓口の充実と「相談する」大切さの周知を行います
②アウトリーチ等により支援につながりにくい人への支援を進めます
③受け止めてつなぐ、包括的な相談支援体制を構築します
④包括的に受け止めた問題に対応する庁内連携を図ります
⑤デジタル技術を活用した相談の仕組みづくりに取り組みます
- 市社協

①多様な主体と連携した相談支援を充実します
②地域に出向き、見えにくいニーズを把握します
③社会的孤立を防ぐ支援体制をつくります

成年後見制度利用促進基本計画

1-3 本人の意思を尊重した権利擁護支援の推進

- 市

①権利擁護支援を推進します
②本人を中心とした地域連携ネットワークを構築します
③権利擁護支援の中核機関を充実します
④権利侵害、虐待の防止と対応の充実を図ります
- 市社協

①権利擁護への理解を広げ、将来への備えを支援します
②本人を中心とした権利擁護支援を推進します
③新たな福祉課題に対応する仕組みをつくります

1-4 情報を必要な人に届ける取組の充実

- 市

①多様な媒体を活用し、福祉情報をよりわかりやすく届けます
②情報を必要な人に届け、つなぐための人材を育成します
③デジタル技術を活用した情報発信を充実します
- 市社協

①必要な人に必要な福祉情報を届けます
②地域福祉の架け橋となる人材を育てます

方向性と取組

2-1 興味・関心をきっかけに人と人がつながる地域づくり

- 市

①ボランティアやNPOの活動の場を充実します
- 市社協

①地域活動への参加のきっかけを広げます
②世代を越えた交流を育みます
③地域で支え合うつながりを育てます

2-2 世代や分野を越えた多様な人の参加を生み出す取組の推進

重層事業

- 市

①地域課題の解決につながる場づくりを進めます
②地域福祉活動の担い手確保に努めます
- 市社協

①地域福祉の担い手を育てます
②多様な参加の仕組みを広げます

2-3 多様な活動主体との協働による地域福祉活動の推進

- 市

①住民自治組織・各種団体等との連携を図ります
②協働の機会の拡充に努めます
③官民を越えて協働で取り組む事業を進めます
- 市社協

①協働のネットワークを広げます
②新たな地域活動を伴走支援します
③地域の協働をコーディネートします

2-4 支援が必要な人が参加しやすい場の提供

重層事業

- 市

①支援が必要な人がつながれる居場所づくりを進めます
- 市社協

①誰もが参加しやすい居場所づくりを支援します

方向性と取組

3-1 福祉を育む機会の充実

重層事業

- 市

①地域のニーズに応じた新たな活動を推進します
②福祉を知り、活用する力を育みます
③多様性を尊重する地域づくりを推進します
- 市社協

①つながりを通して自己肯定感を育みます
②多様性を認め合う福祉学習を推進します

3-2 地域における福祉の活性化

重層事業

- 市

①民生委員児童委員や学区社協の活動が充実するよう支援します
②自治会等の活性を支援します
- 市社協

①地域の福祉活動を支える基盤を強化します
②地域の福祉力を高めます

3-3 個人の問題に気づき、互いに支えあえる関係づくり

- 市

①関係機関や民生委員と連携し、孤立防止の見守り体制を推進します
②イベントや日常のあいさつを通じて変化に気づける関係づくりを促進します
- 市社協

①身近な支え合いを育みます
②気づきを支援につなぐ仕組みをつくります

3-4 平常時から災害時も助けあいができる顔の見える関係づくり

- 市

①災害時にも安全・安心に避難できる関係づくりに取り組みます
②避難後も安心できる避難所の整備を行います
- 市社協

①平常時からのつながりを育み、支えあえる地域づくりを進めます
②災害時に備えた地域の支援体制を強化します

第4章 施策の展開

基本 目標

1

分野を越えたネットワークの力で 市民ニーズを受け止め 支援する体制づくり

方向性

1-1 関係機関が分野を越えて連携できるしくみづくり

複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、市と市社協が一体となって多分野の連携ネットワークを強め、専門職の人材育成や更生支援、地域組織とのつながりを通じて、誰もが抱え込まずに切れ目のない支援を提供できる体制を整えます。

市が取り組むこと

1 多分野・多機関が連携し、切れ目のない支援を推進します

複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、対応が困難なケースの受け止めや分野を越えた調整を行うしくみを強化します。また、教育や医療など福祉分野以外との連携強化を図ります。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 多機関協働事業（重層的支援体制整備事業）
- 2) 重層支援会議（重層的支援体制整備事業）
- 3) 多職種連携協働事業（在宅医療・介護連携）
- 4) 地域ケア会議（地域の関係者との連携）
- 5) 障害者自立支援協議会の運営
- 6) 大津市要保護児童対策地域協議会の充実
・個別ケース検討会議の充実
・研修の実施
- 7) 子育てネットワーク事業
- 8) 生活困窮者自立支援会議
- 9) 障害者虐待防止連絡協議会の開催

市社協が取り組むこと

1 分野を越えた関係機関の連携のコーディネートします

福祉・医療・教育・就労・企業・NPO など多様な主体が互いの強みを生かし連携できるよう調整役を担い、制度の狭間にある課題にも対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 施設連絡会
- 2) 相談機関連絡会
- 3) 多様な主体・団体との連携
（地域組織・団体、福祉団体、就労支援機関、企業・NPO、居住支援法人・不動産会社など）
- 4) 大津市の各委員会・協議会・会議体への参画

2 専門職の人材育成と支援者への支援を行います

福祉課題に対応できる専門職の人材育成や確保のため、勉強会や研修を通じて様々な分野の専門職等が顔の見える関係づくりを行います。支援者がひとりで抱え込まないよう、身近な情報共有の場づくりを進め、早期に適切な支援につなぐ体制を整えることで、支援者の負担軽減を図ります。

【主な取組の追加案】

- 市職員、専門職が互いの仕事を理解する機会
- 専門職が身近で情報共有できるプラットフォーム形成

【主な取組】

- 1) 生活困窮者自立支援事業における研修
- 2) 障害者自立支援協議会内の運営

2 専門職と地域をつなぐ人材を育てます

専門職と地域組織が互いの役割を理解し、顔の見える関係を築ける場づくりを進めます。地域課題を共有しながら、人材育成と連携を通じて早期発見・早期支援につなげます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 施設連絡会(福祉施設と地域組織の連絡会)
- 2) 施設連絡会(人材育成研修)
- 2) 生活支援体制整備事業

3 更生支援を推進し、地域で立ち直りを支えます 【再犯防止推進計画】

更生保護の取組として、犯罪をした者等が社会の中で孤立することがないように、社会を明るくする運動をはじめとした更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する理解を促します。

また、保護司の担い手確保や安全な面談場所の確保に努めるとともに、更生保護に携わる団体の活動支援を行い、関係団体と連携して適切な支援につなげます。

【主な取組の追加案】

- 保護司活動への支援、面談場所の確保

【主な取組】

- 1) 更生保護に関する周知・啓発
- 2) 更生保護と福祉的支援の連携

1-2 包括的な相談とアウトリーチ支援の充実

市民が身近な場所で気軽に相談できる窓口を充実させるとともに、支援が届きにくい方への訪問支援（アウトリーチ）を強化します。多様な機関が連携してニーズを受け止め、社会的孤立を防ぐ包括的な支援体制を構築します。

市が取り組むこと

1 身近に「聞きに行ける」窓口の充実と「相談する」大切さの周知を行います

市内 36 箇所にある市民センター、保健福祉ブロックごとにあるすこやか相談所、あんしん長寿相談所、子育て総合支援センター等を、身近な相談窓口として、気軽に「聞きに行ける」場として充実します。

【主な取組の追加案】

○若い世代への相談することの大切さの周知

【主な取組】

- 1) つどいの広場
- 2) 子育てステーション事業
- 3) 「おおつ健康・福祉相談ホットライン」発行（相談窓口の情報共有）
- 4) すこやか相談所での健康相談事業（来所・電話相談）
- 5) あんしん長寿相談所の体制強化

市社協が取り組むこと

1 多様な主体と連携した相談支援を充実します

福祉施設や NPO、当事者団体などと連携し、一人ひとりの状況やニーズに応じた相談支援と居場所づくりを進めます。誰もが安心して相談できる地域の相談体制を充実します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 総合ふれあい相談事業
- 2) NPO、福祉施設、当事者団体との連携相談

2 アウトリーチ等により支援につながりにくい人への支援を進めます

専門職等による家庭訪問やアウトリーチ活動を強化し、子育て家庭やひきこもりや、精神疾患、社会的孤立等により自ら支援につながるものが困難な人への早期支援を行います。訪問等を通じて丁寧な関係性構築とニーズ把握に努め、必要な支援や社会資源につなげます。また、関係機関との連携を強化し、支援を途切れさせない体制を整えます。

【主な取組の追加案】

- 支援者への研修の実施
- 支援者のネットワークづくり

【主な取組】

- 1) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(重層的支援体制整備事業)
- 2) 子ども家庭相談室訪問支援活動
- 3) 精神保健福祉相談事業
- 4) すこやか相談所での訪問活動
- 5) 在宅重度障害者訪問事業

2 地域に出向き、見えにくいニーズを把握します

関係機関との連携によるアウトリーチを推進し、自ら相談につながりにくい人や社会的孤立の状態にある人を早期に把握し、必要な支援や地域資源へつなげます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 重層的支援体制整備事業(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)
- 2) 生活困窮者自立相談支援事業
- 3) 子ども・若者総合相談窓口
- 4) 個別支援と地域支援の一体的アプローチ

3 受け止めてつなぐ、包括的な相談支援体制を構築します

多様な課題や複合的な問題に対応するため、既存の分野別の相談窓口を包括的相談窓口として機能させ、重層的支援推進室を中心とした多機関協働により、適切な支援につなぎます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 包括的な相談窓口の整備（重層的支援体制整備事業）
- 2) 児童館運営事業
- 3) 子ども家庭相談室運営事業
- 4) 生活困窮者自立支援事業

3 社会的孤立を防ぐ支援体制をつくります

地域の見守り活動や関係機関との連携を強化し、社会的孤立の早期発見・早期支援に取り組みます。地域全体で受け止め支え合う包括的な支援体制づくりを進めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 生活困窮者自立相談支援事業
- 2) 生活支援体制整備事業
- 3) 高齢者等地域見守りネットワーク事業
- 4) 民生委員児童委員との連携

4 包括的に受け止めた問題に対応する庁内連携を図ります

包括的に受け止めた相談に対し、適切な支援を必要な方に届け、困りごとを解決できるように市の関係課や関係機関との連携を図ります。
生活困窮者自立支援事業など他事業とも連携し、支援者間の連携を強化します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 庁内連携会議（全体会）
- 2) 庁内連携会議
- 3) 障害者相談支援事業
- 4) 利用者専門員による子育て相談・支援事業

5 デジタル技術を活用した相談の仕組みづくりに取組みます

外出が難しい人や対面・電話が苦手な人、「どこに相談すればいいか迷う」という場合に、相談窓口へ行く前段階の受け皿として、SNS やアプリを活用した相談環境の構築を図ります。

【主な取組の追加案】

○LINE やアプリ等を活用した相談窓口

【主な取組】

1-3 本人の意志を尊重した権利擁護支援の推進

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進や権利侵害・虐待の防止に努めます。関係機関が連携し、本人の意思を尊重した意思決定支援や、将来の不安に寄り添う体制を充実させます。

市が取り組むこと

1 権利擁護支援を推進します

認知症や知的障害、精神障害により、自身の生活に対して判断することが難しくなった人も意思を尊重され、尊厳を守られた生活を送ることができるよう、権利擁護支援の地域づくりを進めるとともに、権利擁護の諸制度の活用に向けた取組みの充実を図ります。

また、身寄りに課題を抱える高齢者、不安を抱える人が安心した生活を送れるよう取組を進めます。

成年後見制度を含む権利擁護支援の普及促進のため、広報紙、パンフレット、ホームページ等での情報発信や講習会、研修会の開催を通じて、市民や関係機関に幅広く広報・普及啓発活動を行います。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 権利擁護支援・意思決定支援の普及啓発
- 2) 成年後見制度利用支援事業の充実
- 3) 意思決定支援のためのしくみづくり

市社協が取り組むこと

1 権利擁護への理解を広げ、将来への備えを支援します

権利擁護支援や成年後見制度について正しい理解を広めるとともに、身寄りのない方などが安心して暮らせるよう、将来への備えや予防的な取組について普及・啓発を進めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 出前講座(権利擁護支援・予防福祉)

2 本人を中心とした地域連携のネットワークを構築します

生活課題を抱えた市民の発見・相談受付から必要な支援までを切れ目なく進めるため、福祉、医療、司法等の地域の関係者や団体が連携する権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実を図り、本人中心の切れ目のない支援の継続ができるよう課題検討や情報共有を行い、関係者や団体の連携強化を図ります。

また、支援の狭間が生まれないよう更なるネットワークの充実を図ります。

2 本人を中心とした権利擁護支援を推進します

本人の意思を尊重した支援を基本に、地域福祉権利擁護事業や法人後見事業を推進します。関係機関との連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

さらに、大津市人権擁護委員協議会及び大津市人権擁護推進員協議会の活動を支援するとともに、啓発、相談の取組を進めます

【主な取組の追加案】

- 本人を中心として意思決定支援を確認できる連携体制やしくみの構築
- 制度や支援の狭間などの権利擁護の新たな課題にネットワークで取組む
- 権利擁護支援地域連携ネットワークの継続と充実

【主な取組】

- 1) 協議会の設置と開催
- 2) 人権擁護委員による特設相談所開設
- 3) 人権擁護推進員協議会の活動支援

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 地域福祉権利擁護事業
- 2) 法人後見事業

3 権利擁護支援の中核機関を充実します

権利擁護サポートセンターを地域連携ネットワークのコーディネーターとする機関（中核機関）とし、行政や社協、あんしん長寿相談所等との連携を進め、権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会の事務局を担い、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等の支援チームの体制構築を推進します。

また、権利擁護支援や成年後見人等の担い手の養成・確保に向け、研修や啓発等を実施し、市民参画による権利擁護支援を充実するとともに、成年後見人等の後見活動に関する相談に応じたり、事例検討会を開催し、成年後見人等を支援します。

【主な取組の追加案】

中核機関が他機関と連携し、成年後見制度の利用における本人の意思尊重を推進する

【主な取組】

- 1) 中核機関の運営の充実
- 2) 必要に応じた支援チーム体制づくり
- 3) 権利擁護支援・成年後見制度研修
- 4) 専門的相談を含む成年後見人等への支援

3 新たな福祉課題に対応する仕組みをつくります

身寄りのない高齢者など制度だけでは対応が難しい課題に対し、関係機関や地域と連携しながら相談体制や支援の仕組みを整え、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 頼れる身寄りのない高齢者等への新たな支援事業
- 2) 出前講座(権利擁護支援・予防福祉)

4 権利侵害、虐待の防止と対応の充実を図ります

子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、DV、ヤングケアラー等に関する専門的な相談体制を充実するとともに、虐待防止に向けた啓発を行います。また、いじめやハラスメント、インターネットやSNSでの誹謗中傷など、あらゆる権利侵害の防止に向けた啓発を行います。虐待対応検討会議や職員研修により、困難ケースの解決と対応力の向上を図ります。消費者の利益の擁護及び増進を図るため、高齢者や障害のある人などを狙った悪質商法や特殊詐欺等の消費者被害の未然防止や、適切な相談窓口へのつなぎ、普及啓発を強化します。

【主な取組の追加案】

- ケアラーへの支援
- 虐待対応に対する専門的助言の機会をつくる
- 高齢者虐待防止における研修会等の拡充
- 消費生活センター等との連携強化

【主な取組】

- 1) 虐待対応検討会議
- 2) 高齢者虐待防止研修会
- 3) 要保護児童対策地域協議会関係機関の研修
機会の確保
- 4) 障害者虐待防止事業

1-4 情報を必要な人に届ける取組の充実

デジタルとアナログの両方を活用し、支援を必要とする人に適切な福祉情報を分かりやすく届けます。民生委員等による地域での情報発信や、市民の福祉への関心を高めるための普及啓発・人材育成を進めます。

市が取り組むこと

1 多様な媒体を活用し、福祉情報をよりわかりやすく届けます

ホームページ、アプリ、SNS、各種情報紙等を活用し、デジタルとアナログ双方の特性を生かした、誰もが必要な情報を分かりやすく受け取ることができる情報発信に努めます。
また、市民が適切な相談窓口や必要な支援・サービスの情報に円滑にたどり着けるよう、AIをはじめとするデジタル技術を活用した相談案内や情報提供の充実を図ります。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 「おおつ健康・福祉相談ホットライン」の発行
- 2) 子育てハンドブック「大津っ子」発行事業
- 3) 子育てアプリ「とも☆育」による情報発信事業
- 4) 児童扶養手当申請時に制度のしおり配布
- 5) 養育支援に向けたパンフレット作成、関係窓口で配布
- 6) 障害福祉のしおりの作成及び大津市ホームページへ掲載
- 7) 介護保険・高齢者福祉にパンフレット「よくわかる大津市の介護サービス」の作成

市社協が取り組むこと

1 必要な人に必要な福祉情報を届けます

地域の見守り活動やデジタル媒体を活用し、必要な情報が必要な人へ確実に届くよう取り組みます。身近な支援者との連携を通じて、相談や支援につながる情報発信を進めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 地域の集いや見守り活動を活用した情報発信
- 2) 多様な媒体（ホームページ、SNS、広報誌等）による情報発信

2 情報を必要な人に届け、つなぐための人材を育成します

地域住民の身近な相談窓口である民生委員児童委員等の知識や技術の向上、および相互の情報交換を促進するため研修を実施します。地域の課題や福祉情報を必要な人へ適切に届けられる人材の育成を図ります。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 民生委員児童委員への研修

2 地域福祉の架け橋となる人材を育てます

職員や地域の支援者が福祉制度や関係機関への理解を深め、適切な相談先へつなぐ力を高めます。地域福祉の架け橋として住民に寄り添う人材の育成を進めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 各種出前講座
- 2) 民生委員児童委員への研修

3 デジタル技術を活用した情報発信を充実します

【主な取組の追加案】

【主な取組】

多様な参加と新たなつながりで 持続可能な地域社会のしくみづくり

方向性

2-1 興味・関心をきっかけに人と人とがつながる地域づくり

市民一人ひとりの興味や関心を活かし、ボランティアや NPO として主体的に活動できる環境を充実させます。市民活動センターやボランティアセンターの機能強化、多様な主体との連携を通じて、安全で自発的な地域活動をサポートします。

市が取り組むこと

1 ボランティアや NPO の活動の場を充実 します

市民活動センターでの取り組みを通して市民・市民団体、事業者及び市が連携・協力し、横断的に地域課題を解決する場づくりを進めます。
また、大学や企業等、多様な主体のボランティアへの参画を促進するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 市民活動センターの各種協働事業
- 2) 自主サークル応援事業
- 3) 市社協ボランティアセンターの支援
- 4) 障害児サマースクール事業
- 5) 障害者団体等運営事業費補助事業

市社協が取り組むこと

1 地域活動への参加のきっかけを広げます

ボランティアや地域福祉活動の魅力を分かりやすく発信し、誰もが気軽に参加できる機会を広げます。興味や関心を地域での実践につなげ、新たな担い手の発掘と活動への参加を促進します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 視覚的な手法による情報発信
- 2) 公式 LINE を活用したボランティア情報の発信

2 世代を越えた交流を育みます

子どもから高齢者まで多様な世代が交流し、互いに学び支え合える機会をつくれます。地域でのつながりを広げることで、孤立を防ぎ、支え合える地域づくりを進めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) ファミリーサポートセンター(子育て講習会)
- 2) NPO、団体、企業との連携

3 地域で支え合うつながりを育てます

住民一人ひとりが地域の中で役割を持ち、互いに支え合える関係づくりを進めます。多様な団体や関係機関との協働を通じて、住民主体の地域福祉活動を広げます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 出前講座(地域における見守り)
- 2) ボランティア講座
- 3) 生活支援体制整備事業

2-2 世代や分野を越えた多様な人の参加を生み出す取組の推進

まちづくり協議会等の設立・運営支援を通じて多様な住民が主体的に参画できるプラットフォームを形成し、地域を支える新たな福祉の担い手を養成するとともに、気軽に参画できる新たな募金・寄付メニューづくりを進めます。

市が取り組むこと

1 地域課題の解決につながる場づくりを進めます

世代や属性を越えて交流できる多様な地域活動が生まれやすい場づくりに努めます。地域の実情や意向に応じたまちづくり協議会の設立及び運営を支援し、住民自治の確立と持続可能なまちづくりの推進に努めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 地域づくり事業
- 2) まちづくり協議会設立及び運営支援事業

市社協が取り組むこと

1 地域福祉の担い手を育てます

地域福祉活動を支える担い手の確保と育成を進めます。福祉に関心を持つ人が学び、活動へ参加できる機会を充実させ、多様な世代や主体が活躍できる地域づくりを進めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) ボランティア講座
- 2) レイカディア大学地域活動体験説明会
- 3) 福祉のまちづくり講座
- 4) ファミリーサポートセンター

2 地域福祉活動の担い手確保に努めます

民生委員児童委員、成年後見人、保護司等、地域の誰もが安心して安全に暮らし続けるための地域福祉活動の担い手確保に向け、アクティブシニア等を対象とした説明会の実施や、誰もが主体的に地域のことを考えられる啓発を行います。

また、福祉以外の活動を行う商店、農業、フードバンク事業者、企業の社会貢献等様々な分野の参加促進を図ります。

【主な取組の追加案】

○定年退職者への説明会

【主な取組】

新 1) 【再掲】参加支援事業（重層的支援体制整備事業）

2 多様な参加の仕組みを広げます

寄付や募金など誰もが自分に合った方法で地域福祉に参加できる仕組みを充実します。個人や企業、団体とのつながりを広げ、地域全体で支え合う基盤づくりを進めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) ファンドレイジング
- 2) 共同募金運動
- 3) 災害義援金の受入れ
- 4) 生活支援物資の受入れ
- 5) 募金型自動販売機の設置

2-3 多様な活動主体との協働による地域福祉活動の推進

自治会や住民自治組織、各種団体をはじめ、大学、企業、社会福祉施設等の多様な主体との対話を深め、お互いの強みを活かした官民協働の事業づくりや新たな活動への伴走支援を通じて、地域全体の協働によるまちづくりを推進します。

市が取り組むこと

1 住民自治組織・各種団体等との連携を図ります

自治会やまちづくり協議会等の住民自治組織、各種団体と連携し、誰もが主体的にまちづくりに参加する協働のまちづくりを推進します。まちづくり協議会の設立及び運営支援を行うとともに、各団体と対話の機会を創出し、役割分担や協力体制について共有を図ります。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 【再掲】 まちづくり協議会設立及び運営支援事業

市社協が取り組むこと

1 協働のネットワークを広げます

地域団体や企業、大学、NPO、福祉施設など多様な主体が分野を越えてつながる機会をつくれます。それぞれの強みを生かした協働を促進し、地域福祉活動の広がりを支えます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 生活支援体制整備事業(協議体)
- 2) 学習支援ネットワーク会議

2 協働の機会の拡充に努めます

地域の課題を共有し、地域とともにまちづくりに取り組む体制を構築するため、大津市職員協働推進本部において庁内連携を進めるとともに、地域とまちづくりに対する意見交換の場を設ける等、協働によるまちづくりに向けた意識の向上に取り組めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 市職員協働推進本部を中心とした組織横断的な庁内連携体制の充実
- 2) 障害者自立支援協議会
高齢障害プロジェクト会議

2 新たな地域活動を伴走支援します

地域課題の解決に向けて新たな活動始める団体や個人に寄り添い、活動の立ち上げから継続までを支援します。地域の実情に応じた住民主体の活動を育み、地域力の向上につなげます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 助成事業による支援
- 2) 民間助成金の案内、支援

3 官民を越えて協働で取り組む事業を進めます

協働で取り組む事業についての事例を共有することで、協働への理解を深めるとともに、協働の視点での施策や事業の見直しを進めます。また、**官民を越えたプラットフォーム形成により**、地域と行政や**多様な主体**が連携して取り組む事業の発見等、協働による事業が活発となる**しくみづくりを進めます。**

【主な取組の追加案】

- 市職員の協働への意識醸成
- 出前講座等の開催

【主な取組】

- 1) 協働事例の共有
- 2) 【再掲】 障害者自立支援協議会の運営
- 3) 障害のある人のスポーツ・文化芸術活動への支援
- 4) うま楽スクールの開催

3 地域の協働をコーディネートします

地域団体や関係機関、多様な活動主体を結び付け、それぞれの強みを生かした連携を進めます。地域課題の共有と協働を促進し、支え合える地域づくりを推進します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 施設連絡会
- 2) 生活支援体制整備事業

2-4 支援が必要な人が参加しやすい場の提供

支援を必要とする人が地域とのつながりを持てるよう、小地域のサロンや子ども食堂など、誰もが安心して参加できる居場所づくりを推進します。多様な機関と連携し、社会参加や緩やかな就労の機会を提供します。

市が取り組むこと

1 支援が必要な人がつながれる居場所づくりを進めます

包括的に受け止めた相談のうち、複合的な課題を抱えるケースについて、**多機関で連携して社会参加に向けた環境整備**に取り組みます。
アウトリーチ支援を通して対象者との関係を構築し、日常的な居場所を通じたニーズ把握や、必要な社会資源につなぐマッチング支援を実施します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 参加支援事業（重層的支援体制整備事業）
- 2) 当事者組織支援

市社協が取り組むこと

1 誰もが参加しやすい居場所づくりを支援します

住民や関係団体と協働し、誰もが安心して参加できる居場所や活動の機会づくりを進めます。一人ひとりの状況や希望に応じた社会参加を支援、地域とのつながりを広げます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 生活支援体制整備事業(高齢者の居場所・通いの場の運営支援)
- 2) 施設連絡会
- 3) 多様な活動主体（企業・団体・福祉施設・NPO・学生・ボランティア等）との連携
- 4) ふわりサロン
- 5) ゆるやかな就労支援の場づくり
- 6) 当事者組織支援

地域住民同士が助けあい 支えあえる関係づくり

方向性

3-1 福祉を育む機会の充実

子ども食堂や学習支援といった多世代が集う交流の機会や居場所を広げ、福祉学習や多様性を尊重する意識啓発を進めることで、すべての市民が互いを尊重しつつ主体的に支えあう「生きる力」を育みます。

市が取り組むこと

1 地域のニーズに応じた新たな活動を推進します

地域のニーズに対応するため、様々な主体が集い多世代の交流や多様な活動の機会、役割を生み出し、地域社会からの孤立を防ぎ、人と人、人と地域資源がつながるようなプラットフォームの形成により、地域における活動の活性化や発展を図ります。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 【再掲】地域づくり事業（重層的支援体制整備事業）
- 2) 障害のある人のスポーツ・文化芸術活動支援
- 3) 大津人権擁護委員協議会の活動支援、人権相談

市社協が取り組むこと

1 つながりを通して自己肯定感を育みます

子どもや若者が地域の多様な人につながる居場所づくりを進めます。交流や体験を通して自己肯定感を育み、安心して自分らしく成長し、地域とつながり続けられる環境を整えます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) フリースペース事業(施設連絡会)
- 2) 子ども食堂の運営支援
- 3) 学区社協寺子屋プロジェクト事業*

2 福祉を知り、活用する力を育みます

教育機関等とも連携し、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民に対し、地域や学校、家庭等での福祉に関する学習機会の充実を図ります。福祉に対する理解を深め、自身や周りの人が困難な状態に陥った場合に適切に福祉制度が活用できるよう支援します。

また、支援が必要な児童に対し、安心して過ごせる場所を提供し、学習支援、生活支援を行います。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 子どもの学習・生活支援事業（寺子屋プロジェクト事業）
- 2) 中3学習会
- 3) 子どもの居場所づくり事業
- 4) 公民館講座（高齢者の社会参画を支援する講座）
- 5) 障害を理由とする差別解消と理解の促進

2 多様性を認め合う福祉学習を推進します

学校や地域での福祉学習を通じて、多様な価値観や生きづらさへの理解を深めます。互いを認め合い支え合う心を育み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 福祉学習メニューの開発
- 2) 出前講座(福祉学習)
- 3) 施設連絡会(福祉学習)
- 4) 福祉のまちづくり講座
- 5) 当事者団体との連携

3 多様性を尊重する地域づくりを推進します

高齢者や障害（児）者、子ども、妊産婦、外国人、性的マイノリティ、過去に犯罪をした者等、すべての市民が互いを尊重しつつ支えあうことで、誰もがいきいきと暮らし、能力を最大限に発揮できる地域づくりを支援します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 【再掲】更生保護事業（拡充）
- 2) 人権啓発紙の発行
- 3) 障害者へ理解及び啓発・広報活動
- 4) 障害を理由とする差別解消と理解の促進

3-2 地域における福祉の活性化

地域福祉の要となる民生委員・児童委員や学区社協、自治会等の活動を支援し、組織の活性化と負担軽減を図ります。身近な地域で住民同士が話し合い、課題解決に向けた支えあいのしくみづくりを推進します。

市が取り組むこと

1 民生委員児童委員や学区社協の活動が充実するよう支援します

民生委員児童委員が地域で行う見守り活動の実施や、学区社協の活動として市民が主体となって展開される、ふれあいサロン、ふれあい給食サービス等の活動が円滑に行えるよう必要な支援を行います。

【主な取組の追加案】

○デジタル化による業務効率化

【主な取組】

- 1) 民生委員児童委員の訪問活動
- 2) ふれあい給食サービス事業

市社協が取り組むこと

1 地域の福祉活動を支える基盤を強化します

学区社協や民生委員児童委員、自治会など地域の多様な主体と連携し、地域福祉活動を支える基盤づくりを進めます。地域の実情に応じた活動を支援し、地域力の強化を推進します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 学区社協活動あり方検討
- 2) 自治会未加入世帯への地域福祉参加促進

2 自治会等の活性化を支援します

自治会等が実施している地域活動事例集を作成する等、自治会の活動事例を集約及び発信します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 自治会加入促進事業

2 地域の福祉力を高めます

地域住民や関係団体が互いに支え合える関係づくりを進めます。それぞれの強みを生かした緩やかなネットワークを広げ、多様な主体が参画する地域福祉活動を推進し、福祉力の向上を図ります。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 生活支援体制整備事業
- 2) 出前講座(地域福祉)

3-3 個人の問題に気づき、互いに支えあえる関係づくり

関係機関や地域住民が連携し、声にならない SOS や困りごとにいち早く気づきサポートする見守りネットワークを構築します。日常のあいさつや交流を通じて、互いを気にかけて合う「温かいおせっかい」が広がる地域を目指します。

市が取り組むこと

1 関係機関や民生委員と連携し、孤立防止の見守り体制を推進します

地域で活動する多様な主体が顔を合わせ、それぞれの強みを活かして緩やかに連携できるネットワークを構築します。関係機関等の連携により、声にならない SOS や見えづらい困りごとにいち早く気づき、適切なサポートへとつなぐ、地域ぐるみの温かな見守り活動を推進します。

【主な取組の追加案】

- 民生委員による見守り
- 民間企業との連携による見守り

【主な取組】

- 1) 民生委員児童委員の訪問活動
- 2) 生活支援体制整備事業
- 3) 地域見守りネットワーク

市社協が取り組むこと

1 身近な支え合いを育みます

住民一人ひとりが地域の中で互いに気に掛け合い、支え合える関係づくりを進めます。一人ひとりの強みや経験を生かした活動を広げ、地域での助け合いを推進します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 福祉のまちづくり講座
- 2) 生活支援体制整備事業
- 3) 施設連絡会

2 イベントや日常のあいさつを通じて変化に気づける関係づくりを促進します

日々の気軽な声かけや、身近な交流の場を大切に、住民同士が自然と顔の見える関係性を育めるよう支援します。互いの状況を理解し合い、ちょっとした変化に気づいたり、ためらわずに助けを求めることができる、安心なつながりを地域に広がっていきます。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 高齢者サロン等への支援

2 気づきを支援につなぐ仕組みをつくります

地域住民や関係機関との連携を強化し、孤立や生活課題への気づきを必要な支援につなげます。本人に寄り添いながら伴走する仕組みを整え、安心して相談できる地域を目指します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 相談機関連絡会

3-4 平常時から災害時も助けあいができる顔の見える関係づくり

地区防災計画や個別避難計画の作成、実効性のある避難所運営体制を整え、災害ボランティアセンター機能の強化や防災訓練、防災出前講座等を通じて、日頃からの顔の見える関係を活かし、災害時に命を守り合える支え合いの仕組みを築きます。

市が取り組むこと

1 災害時にも安全・安心に避難できる関係づくりに取り組みます

地域の自発的な防災活動に関する事項を定めた「地区防災計画」の策定や地域が主体となって実施する防災訓練への支援を通じて、災害時の支え合い体制を築きます。

個別避難計画の作成等、各地域における自主防災組織等とその他の地域団体とが連携し、平常時から災害について考える機会を設けることで、地域で災害時に支えあえるしくみをつくり出します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 地区防災計画の作成
- 2) 個別避難計画の作成
- 3) 地域防災力充実強化事業
- 4) 常設災害ボランティアセンターの支援

2 避難後も安心できる避難所の整備を行います

発災時に、避難所における良好な生活環境が確保されるよう食糧や飲料水、トイレや毛布等生活関連物資の配布及び保健福祉サービスの提供等すべての市民が安心して安全に過ごせるよう整備を行います。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 避難所の体制整備
- 2) 福祉避難所の運営

市社協が取り組むこと

1 平常時からのつながりを育み、支えあえる地域づくりを進めます

地域住民や学区社協、民生委員児童委員、地域団体などとの日頃からの交流や活動を通じて、顔の見える関係づくりを進めます。平常時から互いを知り、気に掛け合えるつながりを育み、災害時にも支えあえる地域づくりを推進します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

- 1) 学区サテライト設置訓練
- 2) 防災出前講座
- 3) 災害ボランティア養成講座の開催
- 4) 事前登録者の拡充

2 災害時に備えた地域の支援体制を強化します

学区災害ボランティアセンターや関係機関、NPO、ボランティア団体などとの連携を強化し、平常時から訓練や情報共有を進めます。災害発生時に円滑な支援活動や受入れが行える体制づくりを推進します。

【主な取組の追加案】

【主な取組】

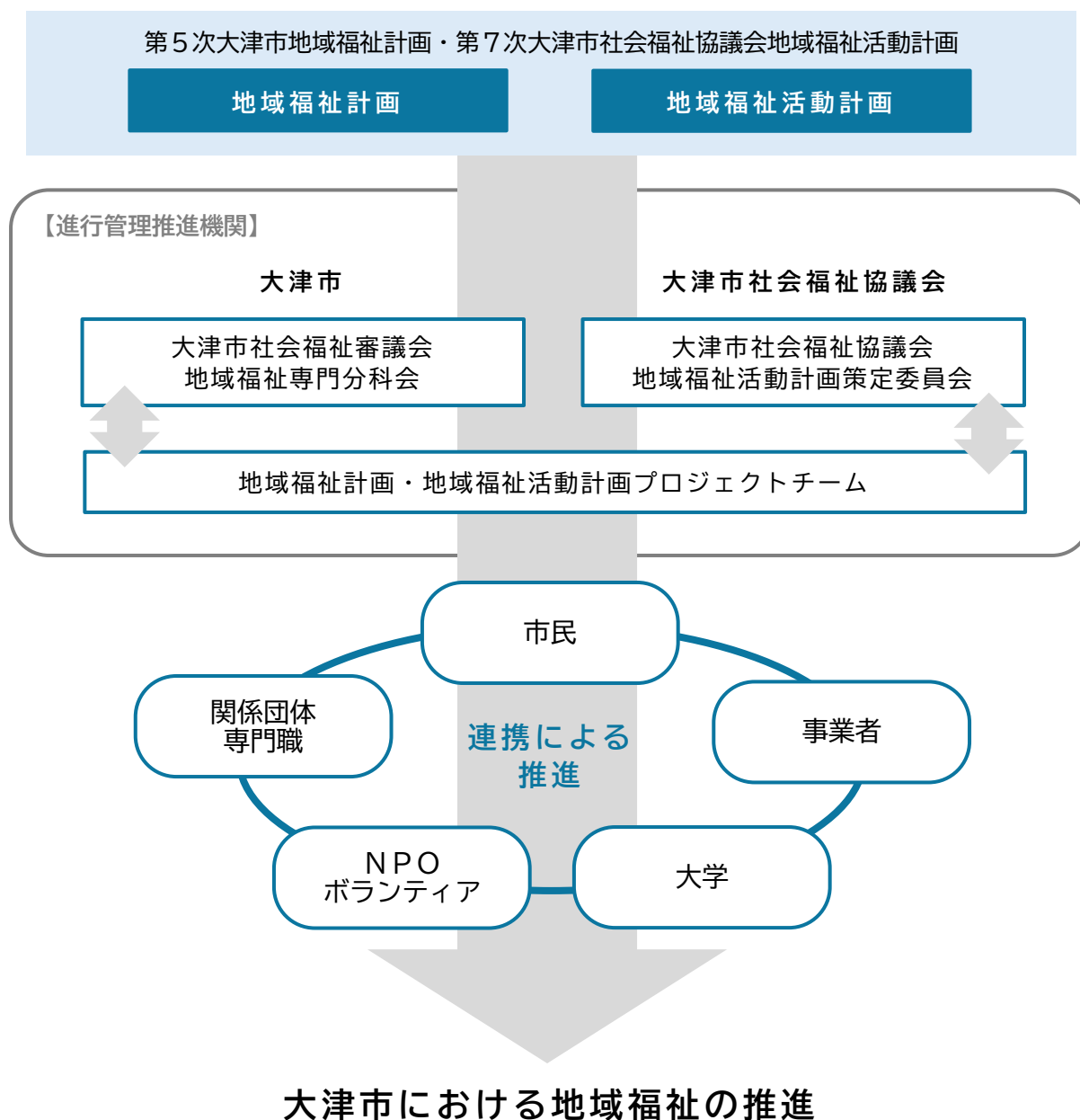
- 1) 常設災害ボランティアセンターの運営
- 2) 専門ボランティアとの連携

第5章 計画の推進体制

1 進行管理

今後、本計画の推進にあたって、地域福祉に関わる具体的な施策や必要な施策を実施計画に位置づけ取り組んでいくとともに、市では「大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、市社協では「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」において、その実施状況の把握・点検を継続かつ包括的にを行います。

■進行管理体制図



2 推進体制

(1) 計画の推進に向けて

2040 年に向けて高齢者数がピークに達すると同時に生産年齢人口が大幅に減少することが予測されており、制度や地域社会を支える人材の不足が深刻な課題となっています。これに加え、単身世帯をはじめとした世帯規模の縮小、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでいることにより、地域社会の中で他者との接点をもたず、社会的に孤立する人々がこれからますます増えていくと考えられます。今後は、支援を必要とする人に対する福祉施策の展開だけでなく、すべての市民を対象にした地域福祉の推進が不可欠です。

そのためには、小地域における個人や団体が互いの個性や多様性を認めながら、日頃から支援が必要となったときに相談できる体制づくり、福祉課題を早期に発見し解決できるしくみづくりなどの取組が重要となります。深刻な課題を抱える個人や家庭が地域で孤立し、情報が誰にもどこにも伝わらず、法制度や近隣住民等の関与や助けが得られないような福祉課題が複雑化・複合化する前に、予防的な対応ができるように、小地域において市民全員を対象にした福祉活動を展開し、各主体がそれぞれの役割を果たしながらつながることで、将来を見据えた持続可能で活力ある福祉のまちづくりの充実と活性化を図ります。

(2) 市の関連計画との関係性

① 庁内関係課との連携

地域福祉を推進するために、保健福祉関係課だけでなく、暮らしに関連する関係課と連携を図っていきます。また、「大津市総合計画」をはじめ、「大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「おおつ障害者プラン（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」「大津市こども・若者支援計画」「健康おおつ 21」「大津市保健医療基本計画」「大津市自殺対策計画」等、個別計画の推進が、本計画の推進につながるよう努めます。

② 関係機関や団体との連携

市民、関係団体、専門職、NPO、ボランティア、事業者、市社協と行政がそれぞれの役割を担いつつ、連携を図りながら協働して地域福祉を推進します。

③ 大学との連携

今後も市内・県内の大学と、より一層協働による取組を進めるほか、学生を含め、新たな参加者層を巻き込んだ取組の展開を図ります。

(3) 各主体の役割

① 市民や関係団体・NPO等の役割

困っている時に、支援を求めあえる地域関係を作っていくとともに、地域で抱えている問題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、活動へつなげることが期待されます。

今後、一人ひとりの「助けて」と言える力（受援力）を高め、地域で支えあうまちづくりを進めていくことが求められています。関係団体やNPO・ボランティアは、市民に最も身近な団体であり、今後も日頃の活動等を通して、地域の特性や情報を集めるほか、地域の福祉課題を発掘し、その解決に向けた活動を担う核として、様々な団体との協力・連携が期待されます。さらに、重層的支援体制整備事業の参加支援事業、地域づくり事業の推進に向けて、困難を抱えた人の参加しやすい居場所づくりや地域づくりが期待されます。

② 事業者等の役割

福祉サービス事業者においては、地域における重要な社会資源として、地域福祉に果たす役割、影響等が大きくなっています。また、市民からは行政が提供する全市的で一般的な情報やサービスだけでなく、個別に関わる施設や事業者の特色あるサービス、関連情報等が引き続き提供されることが望まれています。

地域と施設や施設利用者の距離がより一層縮まるよう、積極的な情報発信を行うとともに、貴重な地域資源として新たな事業者の参画も図りながら、さらなる交流や相互理解が深まることが期待されます。

さらに、重層的支援体制整備事業の推進に向けて、施設や事業所等の既存の資源を活かしながら、関係団体やNPO・ボランティアと連携し、困難を抱えた人の参加支援、地域づくりの推進が期待されます。

③ 市社協の役割

市社協は、地域福祉の推進を担う中核的な団体として、地域福祉活動の推進に積極的に取り組んできました。今後も、これまでの取組の評価を踏まえるとともに、より一層市民の意見を取り入れるため学区単位の課題解決に向けたプランづくりも視野に入れ、本計画の推進に取り組めます。

さらに、これまでの知識や経験を活かして、地域援助のスキルをもったスタッフを充実することで、各地域で福祉活動を展開している人々を支援するほか、各団体のコーディネーターとして役割がより一層発揮されることも期待されます。

④ 学区社協の役割

学区社会福祉協議会は、これまでもそれぞれの地域で特色ある取組を進めてきましたが、今後もふれあいサロン、ふれあい給食サービス、福祉のまちづくり講座をはじめとする市民参加の事業を開催する等、地域に根ざしたよりきめ細かな支援を行うとともに、地域の実情に応じた中長期的な課題解決に向けたプランづくりを行うことが期待されます。

⑤ 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、生活困窮者のほか、高齢者、児童、障害者等の生活状況を必要に応じて把握し、相談に応じたり、福祉事務所等の関係行政機関につなげる等の支援を行ってきました。これからも、住民の身近な相談相手として、地域住民から寄せられる多様な相談や依頼に対応し、適切な支援機関と連携協力する等、地域福祉の担い手としての取組が期待されます。

⑥ 行政の役割

これまで記した市民、事業者、市社協等は、大津の歴史と風土の中で、それぞれ地域における福祉活動の意識や経験を育み、活動を推進しています。今後もそれぞれの福祉活動を推進するためには、相互の連携や協力はもとより、行政自らも連携を図り、市民や関係団体の取組が円滑に進められるよう、引き続き支援を行っていきます。

また、重層的支援体制整備事業の相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等支援事業等）、参加支援、地域づくりのしくみづくりを行い、複合的な課題を抱える人を解決につなげる、包括的な支援体制づくりに取り組みます。

このため、庁内での地域福祉に関する情報を共有するとともに、関連する取組をより効果的に推進できるよう庁内の連携を図ります。本計画の趣旨や理念が今後も引き継がれるよう、計画の進捗状況や課題を常に把握・検証していきます。

4) SDGs との関連

国際的な指針として、国連サミットで平成 27（2015）年 9 月に S D G s（持続可能な開発目標）が採択されています。S D G s は、「Sustainable Development Goals」の略で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標となっています。

S D G s は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国も取り組む必要があるものとなっています。

大津市においても、総合計画において S D G s（持続可能な目標）との関連性を明確にしています。また、S D G s の「誰ひとり取り残さない」社会の実現という理念は、地域共生社会の実現とも密接に関係するため、本計画においても、S D G s の視点をもって、福祉課題に対応します。



資料編

1 大津市の現状に関する補足データ

2 計画の策定経過

3 用語解説
